吉備国際大学学則

第１章　総　　則

（目的）

第１条　本学は、教育基本法および学校教育法の本旨にのっとり、国際化社会に向けて学部・学科の学術研究領域に関する理論および社会の問題を研究教授し、応用能力をもつ人格を陶冶することを目的とする。

２　本大学の学部ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は次のとおりとする。

学　部　名	目　　的
社会科学部	地域社会・企業・スポーツ関連組織の経営や運営に関する社会科学的な専門知識を教授し、平和で安全な環境を守りつつ社会の持続可能な発展に貢献しうる人材を養成する。
看護学部	医療・保健・社会福祉分野における看護職として必要な知識・技術を教授し、人間・生命の尊厳を基盤とした豊かな人間性・倫理観を培い、地域社会において貢献し得る有為な人材を養成する。
農学部	農業生産技術、醸造・発酵を含めた農産加工に加え、水生生物の養殖や増殖、水産加工など１次産業全般にわたる基本的な知識と技術の修得、あるいは、醸造・発酵を含めた食品科学全般にわたる基本的な知識と技術の修得を基礎として、専門分野に関する深い学識と技術を身につけ、農業および漁業、食品関連産業などの分野における活動を通して、社会に貢献することができる人材を養成する。
外国語学部	外国と日本の社会・文化を学び、高度な外国語コミュニケーション能力、論理思考力、幅広い世界観を身につけて、世界に雄飛する人材を養成する。
アニメーション学部	絶え間なく変化・進展するアニメーション業界全体に関わる知識および技術を深く理解し、今後に向けてアニメーション業界全体の発展を総合的に担うことができる人材を養成する。
人間科学部	人間科学の基礎と応用を教授し、地域社会で暮らす人間の心理的・身体的・社会的な側面への深い理解のもと、人間科学を基盤に心理、教育、理学療法、作業療法の専門性を発揮し、その地域社会で暮らす人間が抱える課題を解決できる高度な人材を養成する。

３　本大学の学科ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は次のとおりとする。

学　科　名	目　　的
経営社会学科	社会学的視座から分析した人間社会についての知識と、現代社会の基盤である経営・経済に関する知識を教授し、協調性と創造性を併せ持つ豊かな人間性とグローバル化に対応できる能力を培い、持続可能な社会の実現に寄与できる人材を養成する。
スポーツ社会学科	スポーツの指導、組織化、運営に関する専門的な知識と技術を教授し、スポーツ関連諸機関において、人間関係を重視しリーダーシップをとり得る人材を養成する。
看護学科	看護に関する専門知識と技術を教授し、人間・生命の尊厳を護る倫理的態度を培い、科学的根拠に基づくケアを実践し、看護の創造的発展に寄与する人材を養成する。
地域創成農学科	「作物生産」、「流通・販売」、「地域創成」、「醸造」、「食品加工」の全般にわたる基本的な知識と技術を幅広く身につけ、農業を基軸とするさまざまな地域産業の振興に寄与したいという情熱をもつ人材を養成する。
海洋水産生物学科	１次産業全般を俯瞰した上で、水圏環境を保全し、持続可能な形で利用することを念頭に置き、海洋生物や水環境の保全のみならず、伝統的漁業や先端的な水産増養殖、そして水産食品や水族館など海洋生物資源を利用して展開する産業について幅広い教養を持ち、それらを多用な産業化に応用する知識と技術を有して、グローカルな視点から、新たな産業の創出に貢献できる人材を養成する。
外国学科	外国と日本に関する幅広い教養を培い、高度な英語コミュニケーション能力と国際ビジネス等の専門的知識を修得して、グローバル社会の発展に貢献し得る人材を養成する。
アニメーション学科	絶え間なく変化・進展するアニメーション業界全体に関わる知識および技術を深く理解し、今後に向けてアニメーション業界全体の発展を総合的に担うことができる人材を養成する。
人間科学科	人間科学の基礎と応用を教授し、地域社会で暮らす人間の心理的・身体的・社会的な側面への深い理解のもと、人間科学を基盤に心理、教育、理学療法、作業療法の専門性を発揮し、その地域社会で暮らす人間が抱える課題を解決できる高度な人材を養成する。

（自己点検・評価）
第１条の２　本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。
２　前項の点検及び評価に関し必要な事項は、別に定める。
３　本学は第１項の点検及び評価の結果並びに認証評価の結果を踏まえ、教育研究活動等について不断の見直しを行うものとする。
（学部、学科および収容定員）
第２条　本学に次の学部および学科を置き、収容定員を次のとおりとする。

		入学定員	編入学定員（３年次）	収容定員
社会科学部				
	経営社会学科	100 名	２名	404 名
	スポーツ社会学科	80 名		320 名
看護学部				
	看護学科	60 名	10 名	260 名
	理学療法学科	–		–
	作業療法学科	–		–
心理学部				
	心理学科	–		–
農学部				
	地域創成農学科	50 名	２名	204 名
	醸造学科	–	–	–
	海洋水産生物学科	40 名		160 名
外国語学部				
	外国学科	50 名		200 名
アニメーション学部				
	アニメーション学科	40 名		160 名
人間科学部				
	人間科学科			
	心理学専攻	40 名		160 名
	理学療法学専攻	40 名		160 名
	作業療法学専攻	40 名		160 名

（通信教育部）
第２条の２　　本学に通信教育部を置き、収容定員を次のとおりとする。

通信教育部		入学定員	編入学定員	収容定員
心理学部	子ども発達教育学科	–	２年次　–	–
			３年次　–	

２　削除
（留学生別科）
第２条の３　本学に留学生別科を置き、収容定員を次のとおりとする。

	入学定員	収容定員
留学生別科	160 名	160 名

２　留学生別科に関する規程は、別に定める。
（修業年限）
第３条　本学の修業年限は、４年とする。
２　第 25 条の規定により入学した学生の修業年限は、３年次編入学は２年、２年次編入学は３年とする。
（在学期間）
第４条　在学期間は疾病その他の事由により延長することができる。ただし、在学期間は８年をこえることはできない。

第２章　学年・学期および休業日

（学年）
第５条　学年は、４月１日に始まり、翌年３月 31 日に終る。
（学期）
第６条　１学年の授業期間は、35 週にわたることを原則とし、１学年を分けて次の２期とする。
春 学 期　　４月１日から９月 30 日
秋 学 期　　10 月１日から翌年３月 31 日
（休業日）
第７条　学年中の定期休業日は、次のとおりとする。
一　日曜日

二　国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
三　創立者の日　　4 月 30 日
四　創立記念日　　5 月 4 日
五　夏季休業　　8 月 11 日から 9 月 30 日まで
六　冬季休業　　12 月 25 日から翌年 1 月 8 日まで
七　学年末休業　　3 月 4 日から 3 月 31 日まで
2　特別の事情があるときは、学長は前項の休業期間を変更することがある。
3　臨時の休業日は、そのつど学長が定める。

第３章　授業科目および単位数

（授業科目の区分）
第８条　各学部において開設する授業科目は、次のとおりとし、これを４年間に配当して教授する。

学　　部	学　　科	授　　業　　科　　目
社会科学部	経営社会学科	教養科目・専門教育科目・日本語教員養成に関する科目
	スポーツ社会学科	教養科目・専門教育科目・日本語教員養成に関する科目
看護学部	看護学科	教養科目・専門教育科目
農学部	地域創成農学科	教養科目・専門教育科目
	海洋水産生物学科	教養科目・専門教育科目
外国語学部	外国学科	教養科目・専門教育科目・日本語教員養成に関する科目
アニメーション学部	アニメーション学科	教養科目・専門教育科目
人間科学部	人間科学科　心理学専攻	教養科目・専門教育科目
	人間科学科　理学療法学専攻	教養科目・専門教育科目・教育学に関する科目
	人間科学科　作業療法学専攻	教養科目・専門教育科目・教育学に関する科目

2　教育課程の編成にあたっては、学校教育法施行規則第 165 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定により本学が定める方針に基づき、必要な授業科目を体系的に編成するものとする。
（社会科学部に関する科目）
第９条　経営社会学科に関する授業科目の配置、単位数及び履修方法は別表Ⅰ－(1)のとおりとする。
2　スポーツ社会学科に関する授業科目の配置、単位数及び履修方法は別表Ⅰ－(2)のとおりとする。
（看護学部に関する科目）
第 10 条　看護学科に関する授業科目の配置、単位数及び履修方法は別表Ⅱ－(1)のとおりとする。
2　削除
3　削除
第 11 条　削除
第 12 条　削除
2　削除
（農学部に関する科目）
第 13 条　地域創成農学科に関する授業科目の配置、単位数及び履修方法は別表Ⅲ－(1)のとおりとする。
2　海洋水産生物学科に関する授業科目の配置、単位数及び履修方法は別表Ⅲ－(2)のとおりとする。
（外国語学部に関する科目）
第 14 条　外国学科に関する授業科目の配置、単位数及び履修方法は別表Ⅳ－(1)のとおりとする。
（アニメーション学部に関する科目）
第 14 条の２　アニメーション学科に関する授業科目の配置、単位数及び履修方法は別表Ⅴ－(1)のとおりとする。
（人間科学部に関する科目）
第 14 条の３　人間科学科に関する授業科目の配置、単位数及び履修方法は別表Ⅵ－(1)のとおりとする。
第 15 条　削除
第 16 条　削除
（日本語教員養成に関する科目）
第 17 条　社会科学部経営社会学科、スポーツ社会学科の日本語教員養成に関する科目の単位数は別表Ⅰ－(3)のとおりとする。
（授業科目の単位の基準）
第 18 条　1 単位の授業科目を、45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して次の基準により単位数を計算するものとする。
一　講義及び演習については、15 時間から 30 時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって 1 単位とする。
二　実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって 1 単位とする。
三　一つの授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前 2 号に規定する基準を考慮して本学が定める時間の授業をもって 1 単位とする。

（授業の方法）
第 18 条の２　授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。
２　本学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
３　本学は、第１項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。
４　本学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第１項の授業の一部を校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。
５　前２項に関する規程は別に定める。
（学部・大学院一貫教育）
第 18 条の３　本学は、建学の理念を具現化するにあたり、特に優秀な学生に対して、その能力を一層伸長させることを目的に、学部と博士（前期）課程を有機的かつ効率的に関連付けた一貫教育の提供を行う。
２　前１項に関する規程は別に定める。

第４章　入学・休学・転学・留学および退学

（入学）
第 19 条　入学は学年の始めとする。
２　前項の規定にかかわらず、教育上支障がない場合に限り、第６条の学期の区分により秋学期入学を認めることができる。
第 20 条　本学の第１年次に入学することができる者は、次の各号の一に該当するものとする。
一　高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
二　通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）
三　外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
四　文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
五　文部科学大臣の指定した者
六　高等学校卒業程度認定試験規則（平成 17 年文部科学省令第１号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者（大学入学資格検定に合格した者を含む）
七　本学の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18 歳に達したもの
第 21 条　本学に入学を志望する者は、入学願書に所定の入学検定料および別に定める書類を添えて本学に願い出なければならない。
２　入学願書の受付期間は別に定める。
３　第１項・第２項の規定は、第 25 条、第 28 条および第 36 条の規定により入学を志願する場合にもこれを準用する。
第 22 条　入学者の選抜は、学校教育法施行規則第 165 条の 2 第 1 項第 3 号の規定により本学が定める方針に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。
第 23 条　入学試験合格者は、学長が教授会の意見を聴いたのち、決定する。
（入学手続）
第 24 条　入学試験合格者は、指定の期日までに保護者および保証人連署の誓約書、その他本学所定の書類を提出するとともに、所定の入学金、授業料およびその他の諸納付金を納入し、かつ所定の宣誓をしなければならない。
２　入学試験合格者が故なくして、前項の手続きを怠るときは、合格の許可を取り消すことがある。
３　第１項の手続きを完了した者に対して学長は入学許可を与える。
４　編入学、転入学および再入学の場合も同様とする。
（編入学）
第 25 条　本学の３年次編入学定員のある学科に編入学を希望する者は、選考の上、学長が教授会の意見を聴いたのち、編入学を許可する。ただし、２年次以降で、当該学科の収容定員に欠員がある場合も同様とする。その他、教育上支障がないと認めた場合も同様に許可することがある。
２　編入学による学生の在学期間は、入学許可された年次に応じた在学すべき年数の２倍に相当する年数を超えることはできない。
３　編入学に関する規程は別に定める。
（転学部・転学科）
第 26 条　学生が所属学部から他の学部へ転部また、所属学部内において他学科へ転科をしようとするときは、収容定員に欠員のある場合に限り、学長が教授会の意見を聴いたのち、許可する。その他、教育上支障がないと認めた場合も許可することがある。
（転入学）
第 27 条　学生が他の大学へ転学又は入学を志願しようとするときは、あらかじめ退学する旨の退学願を学長に提出し、許可を受けなければならない。
第 28 条　他の大学から転入学を志願する者については、収容定員に欠員のある場合に限り、選考の上、学長が教授会の意見を聴いたのち、許可する。その他、教育上支障がないと認めた場合も許可することがある。
（留学）
第 29 条　本学が教育上有益と認めるときは、外国の大学との協議に基づき学生が当該大学に留学することを認めることができる。
２　前項の留学した期間は、第３条に規定する修業年限に算入するものとする。

３　第 41 条第１項及び第２項の規定は学生が留学する場合について準用する。
４　留学に関する規程は別に定める。
（休学）
第 30 条　学生は、疾病その他の事由により、引続き３か月以上修学困難な場合は、医師の診断書または詳細な事由書を添えて、保護者または保証人のいずれか連署のうえ学長に願い出て、許可を受け休学することができる。
２　疾病その他の事由により、修学することが適当でないと認められる学生に対しては、学長が教授会の意見を聴いたのち、期間を定め、休学を命ずる。
第 31 条　休学期間は、引続き１年をこえることはできない。
　ただし、特別の事由があるときは、さらに１年以上の休学を許可することがある。
第 32 条　休学期間は、通算して４年をこえることはできない。
第 33 条　休学期間は、在学期間に算入しない。
（退学）
第 34 条　学生が疾病その他の事由により退学しようとするときは、医師の診断書または詳細な事由書を添え、保護者または保証人のいずれか連署のうえ学長に願い出て、許可を受けなければならない。
（復学）
第 35 条　休学期間内であっても、事由が消滅し、修学しようとするときは、復学願を提出して学長の許可を受けて復学することができる。
（再入学）
第 36 条　次の各号の一に該当する者が所定の手続きを経て入学を願い出たときは、学長が教授会の意見を聴いたのち、入学を許可する。
　一　本学を第 34 条により退学し、同一学科に再入学を願い出た者
　二　第 51 条の（二）により除籍された者で、別に定める規程により再入学を願い出た者
２　前項による入学者のすでに修得した単位および在学した期間の認定は、学長が教授会の意見を聴いたのち、決定する。

第５章　授業科目の履修単位修得の認定および卒業

（授業科目の履修および単位修得）
第 37 条　学生は、在学中所定の授業科目を履修し、単位を修得しなければならない。
（単位修得の認定）
第 38 条　一つの授業科目を履修した者に対しては、認定の上所定の単位を与える。
第 39 条　単位修得の認定は、試験その他によって行なう。
（学修の評価）
第 40 条　履修した授業科目の成績評価は、秀（S）（100～90 点）・優（A）（89～80 点）・良（B）（79～70 点）・可（C）（69～60 点）・不可（D）（59～0 点）の５段階で評価し、60 点以上を合格とする。
　また、成績評価厳格化のため、成績評価基準に GPA 制度を導入する。
２　GPA 制度については、別に定める。
３　第１項に定める成績評価基準をもとに、年間の履修登録単位の上限を定め、その上限を 49 単位とする。
　なお、原則として年間の履修登録単位の上限に含まれるのは、第 44 条の卒業の要件に必要な単位とするが、学科として上限に含めないことが望ましいと判断し学長が認めた科目の単位は、除外するものとする。
（他大学又は短期大学における授業科目の履修等）
第 41 条　本学は、教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。以下「他大学等」という。）との協議に基づき、本学学生に当該他大学等の授業科目を履修させることができる。
２　前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、学長が教授会の意見を聴いたのち、60 単位を超えない範囲で本学の授業科目の履修により修得したものと認める。
（大学以外の教育施設等における学修）
第 42 条　本学は、教育上有益と認めるときは、本学学生が短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
２　前項により与えることができる単位数は、第 41 条第２項により本学において履修したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。
（入学前の既修得単位等の認定）
第 43 条　本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した授業科目の単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
２　本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第１項に規定する学修を本学における授業科目の履修とみなし、学長が教授会の意見を聴いたのち、単位を与える。
３　前２項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第 41 条第２項及び前条第１項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。
（卒業）
第 44 条　本学に第３条に規定する修業年限以上在学し、次に定める授業科目を履修し、単位を修得することによって、次表の単位数を満たした者に対して、学長が教授会の意見を聴いたのち、卒業を認定し、これをもって本学は、学位記を授与する。

1　社会科学部においては、次のとおり修得するものとする。

学　　部	学　　科	各科目合計で修得すべき単位数
社会科学部	経営社会学科	124　以上
	スポーツ社会学科	124　以上

一　教養科目については、次のとおり修得するものとする。

学　　部	学　　科	修得すべき単位数
社会科学部	経営社会学科	30　以上
	スポーツ社会学科	30　以上

二　専門教育科目については、次のとおり修得するものとする。

学　　部	学　　科	修得すべき単位数
社会科学部	経営社会学科	94　以上
	スポーツ社会学科	94　以上

三　経営社会学科においては、授業科目区分、分野ごとに次のとおり修得するものとする。

授業科目区分、分野	各科目合計で修得すべき単位数
教養科目	
1．人間力育成科目	6
2．キャリア教育科目	4　以上 ただし、留学生は 2　以上
3．数理・情報活用科目	2　以上
4．言語教育科目	6　以上 ただし、留学生は 16　以上
5．基礎教育科目	6　以上

四　スポーツ社会学科においては、授業科目区分、分野ごとに次のとおり修得するものとする。

授業科目区分、分野	各科目合計で修得すべき単位数
教養科目	
1．人間力育成科目	6
2．キャリア教育科目	4　以上 ただし、留学生は 2　以上
3．数理・情報活用科目	2　以上
4．言語教育科目	6　以上 ただし、留学生は 16　以上
5．基礎教育科目	6　以上
専門教育科目 スポーツマネジメント・コーチ 健康スポーツ	いずれかの分野より 16　以上

2　看護学部においては、次のとおり修得するものとする。

学　　部	学　　科	各科目合計で修得すべき単位数
看護学部	看護学科	127　以上

一　教養科目については、次のとおり修得するものとする。

学　　部	学　　科	修得すべき単位数
看護学部	看護学科	24　以上

二　専門教育科目については、次のとおり修得するものとする。

学　　部	学　　科	修得すべき単位数
看護学部	看護学科	103　以上

三　看護学科においては、授業科目区分、分野ごとに次のとおり修得するものとする。

授業科目区分、分野	各科目合計で修得すべき単位数
教養科目	
1．人間力育成科目	6
2．キャリア教育科目	4　以上
3．数理・情報活用科目	2　以上
4．言語教育科目	6　以上
5．基礎教育科目	6　以上
専門教育科目	
看護の統合と実践・保健師科目・教職関連科目の選択科目より修得（ただし公衆衛生看護学実習Ⅰ・Ⅱは保健師養成課程選択者のみ履修可）	4　以上

3　農学部においては、次のとおり修得するものとする。

学　　部	学　　科	各科目合計で修得すべき単位数
農学部	地域創成農学科	124　以上
	海洋水産生物学科	124　以上

一　教養科目については、次のとおり修得するものとする。

学　　部	学　　科	修得すべき単位数
農学部	地域創成農学科	24　以上
	海洋水産生物学科	24　以上

二　専門教育科目については、次のとおり修得するものとする。

学　　部	学　　科	修得すべき単位数
農学部	地域創成農学科	100　以上
	海洋水産生物学科	100　以上

三　地域創成農学科においては、授業科目区分、分野ごとに次のとおり修得するものとする。

授業科目区分、分野	各科目合計で修得すべき単位数
教養科目	
1．人間力育成科目	6　以上
2．キャリア教育科目	4　以上 ただし、留学生は 2　以上
3．数理・情報活用科目	2　以上
4．言語教育科目	6　以上 ただし、留学生は 16　以上
5．基礎教育科目	6　以上

四　海洋水産生物学科においては、授業科目区分、分野ごとに次のとおり修得するものとする。

授業科目区分、分野	各科目合計で修得すべき単位数
教　養　科　目	
1．人間力育成科目	6
2．キャリア教育科目	4　以上 ただし、留学生は 2　以上
3．数理・情報活用科目	2　以上
4．言語教育科目	6　以上 ただし、留学生は 16　以上
5．基礎教育科目	6　以上

4　外国語学部においては、次のとおり修得するものとする。

学　部	学　科	各科目合計で修得すべき単位数
外国語学部	外国学科	124　以上

一　教養科目については、次のとおり修得するものとする。

学　部	学　科	修得すべき単位数
外国語学部	外国学科	22　以上

二　専門教育科目については、次のとおり修得するものとする。

学　部	学　科	修得すべき単位数
外国語学部	外国学科	102　以上

三　外国学科においては、授業科目区分、分野ごとに次のとおり修得するものとする。

授業科目区分、分野	各科目合計で修得すべき単位数
教　養　科　目	
1．人間力育成科目	6
2．キャリア教育科目	4　以上 ただし、留学生は 2　以上
3．数理・情報活用科目	2　以上
4．言語教育科目	4　以上 ただし、留学生は 16　以上
5．基礎教育科目	6　以上
専　門　教　育　科　目 専門教育科目群	26　以上 内　ジャパンスタディより 8　以上 内　英語ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝより　12　以上
国際教養科目群	32　以上

5　アニメーション学部においては、次のとおり修得するものとする。

学　部	学　科	各科目合計で修得すべき単位数
アニメーション学部	アニメーション学科	124　以上

一　教養科目については、次のとおり修得するものとする。

学　部	学　科	修得すべき単位数
アニメーション学部	アニメーション学科	30　以上

二　専門教育科目については、次のとおり修得するものとする。

学　　部	学　　科	修 得 す べ き 単 位 数
アニメーション学部	アニメーション学科	94　以上

三　アニメーション学科においては、授業科目区分、分野ごとに次のとおり修得するものとする。

授業科目区分、分野	各科目合計で修得すべき単位数
教　養　科　目	
1．人間力育成科目	6
2．キャリア教育科目	4　以上 ただし、留学生は 2　以上
3．数理・情報活用科目	2　以上
4．言語教育科目	6　以上 ただし、留学生は 16　以上
5．基礎教育科目	6　以上

6　人間科学部においては、次のとおり修得するものとする。

学　　部	学　　科	各科目合計で修得すべき単位数
人 間 科 学 部	人間科学科　心理学専攻	124　以上
	人間科学科　理学療法学専攻	131　以上
	人間科学科　作業療法学専攻	131　以上

一　教養科目については、次のとおり修得するものとする。

学　　部	学　　科	修 得 す べ き 単 位 数
人 間 科 学 部	人間科学科　心理学専攻	24　以上
	人間科学科　理学療法学専攻	24　以上
	人間科学科　作業療法学専攻	24　以上

二　専門教育科目については、次のとおり修得するものとする。

学　　部	学　　科	修 得 す べ き 単 位 数
人 間 科 学 部	人間科学科　心理学専攻	100　以上
	人間科学科　理学療法学専攻	107　以上
	人間科学科　作業療法学専攻	107　以上

三　人間科学科心理学専攻においては、授業科目区分、分野ごとに次のとおり修得するものとする。

授業科目区分、分野	各科目合計で修得すべき単位数
教　養　科　目	
1．人間力育成科目	6
2．キャリア教育科目	4　以上 ただし、留学生は 2　以上
3．数理・情報活用科目	2　以上
4．言語教育科目	6　以上 ただし、留学生は 16　以上
5．基礎教育科目	6　以上
専　門　教　育　科　目 心 理 専 門 科 目	21 科目　40　以上

上記とは別に人間科学科心理学専攻の履修に関する規程を定める。

四　人間科学科理学療法学専攻においては、授業科目区分、分野ごとに次のとおり修得するものとする。

授業科目区分、分野	各科目合計で修得すべき単位数
教　養　科　目	
1．人間力育成科目	6
2．キャリア教育科目	4　以上
3．数理・情報活用科目	2　以上
4．言語教育科目	6　以上
5．基礎教育科目	6　以上

上記とは別に人間科学科理学療法学専攻の履修に関する規程を定める。

五　人間科学科作業療法学専攻においては、授業科目区分、分野ごとに次のとおり修得するものとする。

授業科目区分、分野	各科目合計で修得すべき単位数
教　養　科　目	
1．人間力育成科目	6
2．キャリア教育科目	4　以上
3．数理・情報活用科目	2　以上
4．言語教育科目	6　以上
5．基礎教育科目	6　以上

上記とは別に人間科学科作業療法学専攻の履修に関する規程を定める。

7　教育職員免許状を得ようとする者は、別に定める教員免許状取得に関する規程に従い、教育職員免許法及び同法施行規則に定める単位を修得しなければならない。所定の単位を修得して卒業する者には、次の免許状を取得する資格が与えられる。

学　部	学　科	免許状の種類	教　科
社会科学部	スポーツ社会学科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	保健体育 保健体育
看護学部	看護学科	高等学校教諭一種免許状 養護教諭一種免許状	看護
外国語学部	外国学科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	英語 英語
人間科学部	人間科学科　心理学専攻	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	社会 公民

8　保健師養成に係る規程は別に定める。
9　日本語教員養成コースに係る規程は別に定める。
10　食品衛生管理者及び食品衛生監視員養成に係る規程は別に定める。
11　学芸員に係る規程は別に定める。

（学位）

第45条　本学を卒業した者に学士の学位を授与する。

学　部	学　科	学　位
社会科学部	経営社会学科 スポーツ社会学科	経営社会学 スポーツ社会学
看護学部	看護学科	看護学
農学部	地域創成農学科 海洋水産生物学科	農学 農学
外国語学部	外国学科	外国語学
アニメーション学部	アニメーション学科	アニメーション学
人間科学部	人間科学科　心理学専攻 人間科学科　理学療法学専攻 人間科学科　作業療法学専攻	人間科学 人間科学 人間科学

第６章　表彰・懲戒および除籍

（表彰）
第 46 条　学生が他の模範となる行為をしたときは、学長が教授会の意見を聴いたのち、表彰する。
（懲戒）
第 47 条　学生が本学の諸規則に違反し、本学の秩序を乱し、その他学生の本分に反する行為をしたときは、学長が教授会の意見を聴いたのち、これを懲戒する。
第 48 条　懲戒の種類は次のとおりとする。
訓告
停学
退学
第 49 条　学生が次の各号の一に該当するときは、学長が教授会の意見を聴いたのち、懲戒により退学を命ずる。
一　性行不良で改善の見込みがないと認められる者
二　学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者
三　正当の理由がなく出席常でない者
四　本学の秩序を乱し学生の本分に反した者
第 50 条　停学が引続き３か月以上にわたるときは、その期間は修業年限に算入しない。
（除籍）
第 51 条　学生が、次の各号の一に該当するときは、学長が教授会の意見を聴いたのち、除籍する。
一　第４条の在学期間修業してなお卒業の認められない者
二　正当な理由なく授業料その他の諸納付金納入の義務を怠り、再三の督促を受けてもなお納入しない者
三　長期間にわたり行方不明の者
四　死亡した者
２　前項の規定にかかわらず、前項第四号に掲げる者については、学長が除籍する。この場合においては、当該学生が死亡した日をもって除籍とする。

第７章　入学検定料・入学金および授業料その他

第 52 条　本学の入学検定料、入学金および授業料、その他諸納付金は別表Ⅶのとおりとする。
第 53 条　演習および実習などに要する費用は別に徴収する。
第 54 条　第 52 条および第 53 条の諸納付金は、別に定める規程により納付しなければならない。
２　所定の期日までに納入金の納入を怠っている者は、それを納入するまで授業および試験に出席することならびに附属図書館備えつけの図書を閲覧することを禁止することがある。
第 55 条　休学中の納付金は、月額 25,000 円とする。
第 56 条　転学、退学および停学者は、その期の諸納付金は納入しなければならない。
第 57 条　既納の納付金は原則として返還しない。

第８章　科目等履修生・研究生・委託生・特別聴講学生および外国人留学生

（科目等履修生）
第 58 条　本学学生以外の者で本学の特定の科目について履修を願い出た者があるときは、授業に支障を来さない限り選考の上、科目等履修生としてこれを許可する。
２　科目等履修生に関する規程は別に定める。
（研究生）
第 59 条　国内外の大学、公共団体、企業からの委託又は個人から本大学において研究することを願い出た者があるときは、選考の上研究生としてこれを許可する。
２　研究生に関する規程は別に定める。
（委託生）
第 60 条　公共団体又はその他の機関から本学の特定の授業科目について修学を委託される者があるときは、授業に支障を来さない限り選考の上委託生としてこれを許可する。
第 61 条　委託生に関する規程は別に定める。
（特別聴講学生）
第 62 条　他の大学（外国の大学を含む）の学生で、本学において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他大学との協議に基づき、特別聴講学生としてこれを許可する。
第 63 条　特別聴講学生に関する規程は別に定める。
（外国人留学生）
第 64 条　外国人で大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に留学を志願する者があるときは、選考の上外国人留学生として入学を許可する。
２　外国人留学生については、日本語関連科目を開設し、第 44 条に基づいて履修しなければならない。ただし、日本語能力試験Ｎ１（以下、Ｎ１という。）に合格した学生は、言語教育科目の日本語（留学生専門科目）以外の母国語を除く外国語を履修することができる。
第 65 条　外国人留学生に関する規程は別に定める。

（帰国子女）
第 66 条　外国人留学生以外の学生で、外国において相当の期間高等学校に対応する学校における教育を受けた者で、学長が教授会の意見をきいたのち、必要と認めた学生は第 64 条第 2 項に定める科目の履修を許可する。

第 9 章　公開講座

第 67 条　地域の教育、文化の向上に資するため本学に公開講座を開設することができる。

第 10 章　特待生および奨学生

第 68 条　学生にして学力優秀品行方正かつ身体強健なる者を特待生とすることがある。
第 69 条　前条に関する規程は別に定める。

第 11 章　教職員組織

第 70 条　本学に学長、副学長、研究科長、学部長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員およびその他の教職員を置く。

第 12 章　教授会および大学協議会

（教授会）
第 71 条　本学に次の教授会を置く。
2　教授会は、全教員を構成員とした全学教授会および全学教授会より選任された代議員による代議員教授会並びに学部、研究科ごとに学部教授会、研究科教授会を置く。
第 71 条の 2　教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うにあたり意見を述べるものとする。
一　学生の入学、卒業および課程の修了
二　学位の授与
三　前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの（以下この項目を「学長裁定」という。）
2　教授会は、前項に規定するもののほか、学長および学部長その他の教授会が置かれる組織の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、および学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。
第 71 条の 3　本学の教授会に関する規程および学長裁定は別に定める。
（大学協議会）
第 72 条　本学に大学協議会を置く。
2　大学協議会に関する規程は別に定める。

第 13 章　大学院

（大学院）
第 73 条　本学に大学院を置く。
2　前項に関する学則は別に定める。

第 14 章　附属図書館

（附属図書館）
第 74 条　本学に附属図書館を置く。
2　前項の施設に関する規程は別に定める。

第 15 章　附属研究所

（附属研究所）
第 75 条　本学に附属研究所を置く。
保健福祉研究所
心理・発達総合研究センター
文化財総合研究センター
2　前項の各研究所に関する規程は別に定める。

第 16 章　附属センター

（附属センター）
第 76 条　本学に附属センターを置く。

健康管理センター
ボランティアセンター
2　前項のセンターに関する規程は別に定める。

第 17 章　保健および厚生施設

（保健および厚生施設）
第 77 条　本学に保健室ならびに厚生に関する諸施設を設ける。
（健康診断）
第 78 条　教職員および学生の健康管理のため健康診断を行なう。

附　則　この学則は平成２年４月１日から施行する。
附　則　この改正学則は平成３年４月１日から施行する。
ただし、この改正前に入学した学生は、第 43 条については従前の規定による。
附　則　この改正学則は平成４年４月１日から施行する。
ただし、この改正前に入学した学生は、第 43 条については従前の規定による。
なお、第２条の規定にかかわらず、平成４年度から平成 11 年度までの間の入学定員は次のとおりとする。

学 部 ・ 学 科 等	入　学　定　員
社会学部	
国際社会学科	150 名
産業社会学科	150 名
計	300 名

附　則　この改正学則は平成４年 10 月１日から施行する。
附　則　この改正学則は平成５年４月１日から施行する。
ただし、この改正前に入学した学生は、第 43 条については従前の規定による。
附　則　この改正学則は平成５年９月１日から施行する。
附　則　この改正学則は平成６年４月１日から施行する。
ただし、この改正前に入学した学生は、第 43 条については従前の規定による。
附　則　この改正学則は平成６年 11 月１日から施行する。
附　則　この改正学則は平成７年４月１日から施行する。
ただし、この改正前に入学した学生は、第 45 条については従前の規定による。
附　則　この改正学則は平成８年４月１日から施行する。
ただし、この改正前に入学した学生は、第８条、第９条、第 37 条、第 45 条については従前の規定による。
附　則　この改正学則は平成８年 10 月１日から施行する。
附　則　この改正学則は平成９年４月１日から施行する。
ただし、この改正前に入学した学生は、第 45 条については従前の規定による。
附　則　この改正学則は平成 10 年４月１日から施行する。
ただし、この改正前に入学した学生は、第 47 条については従前の規定による。
附　則　この改正学則は平成 11 年４月１日から施行する。
ただし、この改正前に入学した学生は、第９条、第 10 条第１項、第 11 条、第 12 条、第 39 条、第 47 条については従前の規定による。
附　則　この改正学則は平成 12 年４月１日から施行する。
ただし、この改正前に入学した学生は、第２条、第８条、第９条、第 10 条、第 11 条、第 12 条、第 39 条、第 47 条については従前の規定による。
なお、第２条の規定にかかわらず、平成 12 年度から平成 16 年度までの間の入学定員は次のとおりとする。

学 部 ・ 学 科 等	入　学　定　員				
	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
社会学部					
国際社会学科	160 名	155 名	150 名	145 名	140 名
ビジネス　コミュニケーション学科	160 名	155 名	150 名	145 名	140 名
計	320 名	310 名	300 名	290 名	280 名

附　則　この改正学則は平成 13 年４月１日から施行する。
ただし、この改正前に入学した学生は、第２条、第８条、第９条、第 10 条、第 11 条、第 12 条、第 40 条、第 48 条については従前の規定による。
また、平成 11・12 年度看護学科に入学した学生は、第 10 条第１項の別表Ⅱ－（1）については改正学則を適用する。

平成 12 年度作業療法学科に入学した学生は、第 10 条第３項の別表Ⅱ－（3）及び第 40 条については改正学則を適用する。

なお、第２条の規定にかかわらず、平成 13 年度から平成 16 年度までの間の入学定員は次のとおりとする。

学部・学科等	入学定員			
	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
社会学部				
国際社会学科	120 名	115 名	110 名	105 名
ビジネス　コミュニケーション学科	130 名	125 名	120 名	115 名
計	250 名	240 名	230 名	220 名

附　則　この改正学則は平成 13 年 10 月１日から施行する。

附　則　この改正学則は平成 14 年４月１日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第２条、第８条、第 11 条、第 12 条、第 40 条、第 41 条、第 48 条については従前の規定による。

附　則　この改正学則は平成 15 年４月１日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第 11 条、第 12 条、第 40 条については従前の規定による。

また、平成 13・14 年度精神保健福祉学科及び福祉ボランティア学科に入学した学生は、第 11 条第３項の別表Ⅲ－（3）並びに第５項の別表Ⅲ－（5）については改正学則を適用する。

なお、第２条の規定にかかわらず、平成 15 年度から平成 18 年度までの間の収容定員は次のとおりとする。

学部・学科等	収容定員			
	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
社会学部				
国際社会学科	485 名	390 名	335 名	285 名
ビジネス　コミュニケーション学科	515 名	430 名	375 名	325 名

附　則　この改正学則は平成 16 年４月１日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第８条、第９条、第 11 条、第 13 条については従前の規定による。

また、平成 13・14・15 年度文化財修復国際協力学科に入学した学生は、第９条第３項の別表Ⅰ－（3）については改正学則を適用する。

なお、第２条の規定にかかわらず、平成 16 年度から平成 18 年度までの間の収容定員は次のとおりとする。

学部・学科等	収容定員		
	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
社会学部			
国際社会学科	385 名	325 名	270 名
ビジネス　コミュニケーション学科	415 名	345 名	280 名

附　則　この改正学則は平成 17 年４月１日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第８条、第９条、第 13 条、第 14 条、第 41 条については従前の規定による。

また、平成 13・14・15・16 年度国際社会学科及びビジネス　コミュニケーション学科に入学した学生は、第９条に規定する科目のうち、次の科目については履修できるものとする。

学科名	授業科目	単位数		授業科目	単位数	
		必修	選択		必修	選択
国際社会学科	社会調査法Ⅲ		2	社会調査統計学Ⅱ		2
	社会調査統計学Ⅰ		2	社会調査実習		4
ビジネス　コミュニケーション学科	社会調査法Ⅲ		2	社会調査統計学Ⅱ		2
	社会調査統計学Ⅰ		2	社会調査実習		4

なお、第２条の規定にかかわらず、平成 17 年度から平成 19 年度までの間の収容定員は次のとおりとする。

学部・学科等	収容定員		
	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
社会学部			
国際社会学科	315 名	250 名	230 名
ビジネス　コミュニケーション学科	335 名	260 名	230 名
文化財修復国際協力学科	230 名	220 名	210 名
社会福祉学部			
精神保健福祉学科	310 名	300 名	290 名
福祉ボランティア学科	310 名	300 名	290 名

附　則　この改正学則は平成 18 年４月１日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第２条、第８条、第９条、第 11 条、第 13 条、第 15 条、第 42 条、第 43 条、第 50 条については従前の規定による。

また、平成 17 年度国際社会学科、ビジネス　コミュニケーション学科、文化財修復国際協力学科及びスポーツ社会学科に入学した学生は、第９条第３項の別表Ⅰ－（3）並びに第 15 条の別表Ⅰ－（7）については改正学則を適用する。

附　則　この改正学則は平成 19 年４月１日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第２条、第８条、第９条、第 11 条、第 15 条、第 16 条、第 43 条、第 44 条、第 51 条については従前の規定による。

また、この改正前に入学した社会学部文化財修復国際協力学科の学生において、博物館学芸員の資格を得ようとする者は、なお、従前の規定による。

附　則　この改正学則は平成 20 年４月１日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第２条、第８条、第 12 条、第 15 条、第 44 条、第 45 条、第 52 条については従前の規定による。

また、平成 17・18・19 年度に社会学部に入学した学生は、第８条、第 17 条の別表Ⅰ－（6）については改正学則を適用する。

附　則　この改正学則は平成 21 年４月１日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第１条、第２条、第８条、第９条、第 10 条、第 11 条、第 12 条、第 13 条、第 14 条、第 15 条、第 16 条、第 40 条、第 44 条、第 45 条、第 52 条については従前の規定による。

また、平成 19・20 年度文化財学部文化財修復国際協力学科に入学した学生は、第 14 条の別表Ⅳ－（1）については改正学則を適用する。

附　則　この改正学則は平成 21 年７月１日から施行する。

附　則　この改正学則は平成 22 年４月１日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第２条、第 10 条、第 11 条、第 15 条、第 44 条については従前の規定による。

附　則　この改正学則は平成 23 年４月１日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第１条、第２条、第８条、第 10 条、第 11 条、第 12 条、第 13 条、第 14 条、第 15 条、第 44 条、第 45 条、第 52 条、第 55 条、第 71 条については従前の規定による。

附　則　この改正学則は平成 24 年４月１日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第２条、第８条、第９条、第 10 条、第 11 条、第 14 条、第 15 条、第 16 条、第 17 条、第 44 条については従前の規定による。

附　則　この改正学則は平成 25 年４月１日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第１条、第２条、第８条、第９条、第 12 条、第 13 条、第 14 条、第 15 条、第 16 条、第 44 条、第 45 条、第 71 条については従前の規定による。

なお、第２条の規定にかかわらず、平成 25 年度から平成 27 年度までの間の収容定員は次のとおりとする。

学部・学科等	収容定員		
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
社会科学部 経営社会学科	60 名	120 名	190 名
保健医療福祉学部 看護学科	200 名	220 名	240 名
地域創成農学部 地域創成農学科	60 名	120 名	190 名
社会学部 国際社会学科	170 名	120 名	60 名
国際環境経営学部 環境経営学科	210 名	140 名	70 名

附　則　この改正学則は平成 26 年４月１日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第１条、第２条、第８条、第９条、第 10 条、第 11 条、第 12 条、第 13 条、第 14 条、第 15 条、第 16 条、第 17 条、第 44 条、第 45 条、第 71 条については従前の規定による。

なお、第２条の規定にかかわらず、平成 26 年度から平成 28 年度までの間の収容定員は次のとおりとする。

学　部　・　学　科　等	収　　容　　定　　員		
	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
外国語学部 外国学科	80 名	160 名	240 名
アニメーション文化学部 アニメーション文化学科	40 名	80 名	120 名
社会科学部 ビジネス　コミュニケーション学科	200 名	140 名	70 名
文化財学部 文化財修復国際協力学科	160 名	120 名	60 名
文化財学部 アニメーション文化学科	120 名	80 名	40 名

附　則　この改正学則は平成 27 年４月１日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第 10 条、第 14 条、第 64 条については従前の規定による。

附　則　この改正学則は平成 28 年４月１日から施行する。

なお、第２条の規定にかかわらず、社会科学部スポーツ社会学科の平成 28 年度及び保健医療福祉学部社会福祉学科の平成 28 年度から平成 30 年度までの間の収容定員は次のとおりとする。

学　部　・　学　科　等	収容定員
	平成 28 年度
社会科学部 スポーツ社会学科	410 名

学　部　・　学　科　等	収　　容　　定　　員		
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
保健医療福祉学部 社会福祉学科	210 名	180 名	170 名

附　則　この改正学則は平成 29 年４月１日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第９条、第 10 条、第 12 条、第 13 条、第 14 条の 2、第 18 条の 3、第 44 条、第 45 条については従前の規定による。

附　則　この改正学則は平成 30 年４月１日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第１条、第２条、第８条、第９条、第 12 条、第 13 条、第 14 条、第 15 条、第 44 条、第 45 条については従前の規定による。

なお、第２条の規定にかかわらず、平成 30 年度から平成 32 年度までの間の収容定員は次のとおりとする。

学　部　・　学　科　等	収　　容　　定　　員		
	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
農学部 地域創成農学科	250 名	240 名	230 名
農学部 醸造学科	40 名	80 名	120 名
外国語学部 外国学科	290 名	260 名	230 名

また、この改正前に地域創成農学部地域創成農学科に在籍している学生については、学部名称は改正学則を適用するものとする。

附　則　この改正学則は平成 31 年４月１日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第１条、第２条、第８条、第９条、第 10 条、第 12 条、第 14 条、第 15 条、第 17 条、第 44 条、第 45 条、第 52 条、第 64 条については従前の規定による。

なお、第２条の規定にかかわらず、平成 31 年度から平成 33 年度までの間の収容定員は次のとおりとする。

学部・学科等	収容定員		
	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
社会科学部 経営社会学科	252 名	244 名	244 名
社会科学部 スポーツ社会学科	380 名	360 名	340 名
保健医療福祉学部 社会福祉学科	120 名	80 名	40 名
心理学部 心理学科	190 名	180 名	170 名
農学部 地域創成農学科	212 名	204 名	204 名

附　則　この改正学則は令和２年４月１日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第２条の３、第８条、第 10 条、第 14 条の２、第 44 条の２については従前の規定による。

附　則　この改正学則は令和３年４月１日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第１条、第２条、第２条の２、第８条、第９条、第 12 条、第 44 条、第 45 条、第 52 条については従前の規定による。

なお、第２条の規定にかかわらず、令和３年度から令和５年度までの間の収容定員は次のとおりとする。

学部・学科等	収容定員		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度
社会科学部 経営社会学科	284 名	324 名	364 名
心理学部 子ども発達教育学科	120 名	80 名	40 名

附　則　この改正学則は令和４年４月１日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第９条、第 10 条、第 12 条、第 13 条、第 14 条、第 17 条第２項、第 44 条については従前の規定による。

附　則　この改正学則は令和４年 10 月１日から施行する。

附　則　この改正学則は令和５年４月１日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第１条、第２条、第８条、第 13 条、第 44 条、第 45 条、第 52 条については従前の規定による。

なお、第２条の規定にかかわらず、令和５年度から令和７年度までの間の収容定員は次のとおりとする。

学部・学科等	収容定員		
	令和５年度	令和６年度	令和７年度
農学部 醸造学科 海洋水産生物学科	 120 名 40 名	 80 名 80 名	 40 名 120 名

附　則　この改正学則は令和６年４月１日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第１条、第２条、第８条、第９条、第 10 条、第 10 条第２項、第 10 条第３項、第 12 条、第 13 条第１項、第 13 条第２項、第 14 条、第 14 条の２、第 44 条、第 45 条、第 52 条については従前の規定による。

なお、令和６・７年度に入学した看護学科３年次編入学生については、学部名称は改正前の学則を適用するものとする。

附　則　この改正学則は令和７年４月１日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第９条第１項、第 44 条第１項３号については従前の規定による。

また、この改正前にアニメーション文化学部アニメーション文化学科に在籍している学生については、学部学科名称は改正学則を適用するものとする。

〈社会科学部〉

別表Ｉ－（１）　経営社会学科

（教養科目）

１．教養科目の授業科目および単位数は次のとおりである。

授業科目区分、分野		授業科目	単位数 必修	単位数 選択
人間力育成科目		きびこく学	1	
		SDGs概論	1	
		グローバルスタディーズ入門	2	
		課題解決演習	2	
キャリア教育科目		キャリアデザインⅠ	2	
		キャリアデザインⅡ	1	
		キャリア実践Ⅰ	1	
		キャリア実践Ⅱ		1
数理・情報活用科目		情報活用	2	
		数理・データサイエンス・AI基礎		2
		数理・データサイエンス・AI応用		2
言語教育科目	外国語	英語基礎Ⅰ	2	
		英語基礎Ⅱ	2	
		アクティブ英語Ⅰ	2	
		アクティブ英語Ⅱ		2
		レベルアップ英語Ⅰ		2
		レベルアップ英語Ⅱ		2
		中国語と中国文化Ⅰ		2
		中国語と中国文化Ⅱ		2
		フランス語とフランス文化Ⅰ		2
		フランス語とフランス文化Ⅱ		2
		ドイツ語とドイツ文化Ⅰ		2
		ドイツ語とドイツ文化Ⅱ		2

授業科目区分、分野		授業科目	単位数 必修	単位数 選択
言語教育科目	日本語（留学生専用科目）	日本語ＩＡ(文法)	2	
		日本語ＩＡ(読解)	2	
		日本語ＩＡ(聴解)	2	
		日本語ＩＢ(文法)	2	
		日本語ＩＢ(読解)	2	
		日本語ＩＢ(聴解)	2	
		日本語ⅡＡ(文法)		2
		日本語ⅡＡ(読解)		2
		日本語ⅡＡ(聴解)		2
		日本語ⅡＢ(文法)		2
		日本語ⅡＢ(読解)		2
		日本語ⅡＢ(聴解)		2
基礎教育科目	社会の理解	日本国憲法		2
		経済学		2
		社会学		2
	人間形成	哲学		2
		心理学		2
		多様性の理解		2
		文章力の基礎		2
		美術の見方		2
		生涯スポーツ論		2
		生涯スポーツ実習		1
	自然科学	数的理解		2
		化学		2
		生物学		2
		環境科学		2

教養科目については、以下の科目群より単位を修得しなければならない。

履修区分	必修単位数	合計
１．人間力育成科目	6	18単位以上 ※留学生は26単位以上
２．キャリア教育科目	4（留学生は2）	
３．数理・情報活用科目	2	
４．外国語	6	
５．日本語（留学生専用科目）より8科目	16	
６．基礎教育科目	6	6単位以上
７．その他		－
各科目分野の必要単位数を修得の上、合計で30単位（留学生は32単位）以上修得しなければならない。		30単位以上 ※留学生は32単位以上

※留学生でＮ１取得者は、日本人学生と同様に母国語を除く外国語を選択できる。

（外国語を選択した留学生が日本語科目を履修した場合は、日本語科目で修得した単位は卒業単位に含むことはできない。）

※留学生は、キャリアデザインⅡ、キャリア実践Ⅰについては選択科目とする。

（専門教育科目）

２．専門教育科目の授業科目ならびに単位数は次のとおりである。

授業科目区分、分野		授業科目	単位数 必修	単位数 選択
専門教育科目	学科基礎科目	経営学総論		2
		社会学理論		2
		現代社会の思想		2
		政治学		2
		日本社会論		2
		日本経済論		2
		国際関係論		2
		国際経済論		2
		情報と社会		2
		ジャーナリズム論		2
		広告原理		2
		コミュニケーション論		2
		対人関係論		2
		思考フレームワーク入門		2
		教育と社会		2
		日本の教育システム		2
		ビジネス日本語Ⅰ		2
		ビジネス日本語Ⅱ		2
		異文化理解（英会話Ⅰ）		2
		異文化理解（英会話Ⅱ）		2
		異文化理解（ハングルⅠ）		2
		異文化理解（ハングルⅡ）		2
		インターンシップ		2
	ビジネスマネジメント科目	簿記Ⅰ		2
		簿記Ⅱ		2
		マーケティング入門		2
		ブランド戦略と知的財産		2
		経営管理論		2
		経営戦略論		2
		人的資源管理論		2
		国際経営論		2
		アジア企業論		2
		日本企業の経営		2
		ベンチャービジネスと経済		2
		リーダーシップと経営者		2
		社会的責任経営		2
		SDGsと経営		2
		地域クラブマネジメント論		2
		プログラミング入門		2

授業科目区分、分野		授業科目	単位数 必修	単位数 選択
専門教育科目	ソーシャルデザイン科目	ソーシャルデザイン論		2
		SDGsで考える社会		2
		地域づくり論		2
		福祉と地域づくり		2
		地域マネジメント		2
		社会起業論		2
		ファシリテーション入門		2
		ワークショップデザイン		2
		ワークショップ実践		2
		法学入門		2
		公共政策入門		2
		新しい公務員論		2
		時事問題		2
		地域分析入門		2
		社会調査法Ⅰ		2
		社会調査法Ⅱ		2
	社会調査関連科目	社会調査法Ⅲ		2
		社会調査統計学Ⅰ		2
		社会調査統計学Ⅱ		2
		質的調査法		2
		社会調査実習		4
	演習・卒業研究	基礎演習Ⅰ	2	
		基礎演習Ⅱ	2	
		基礎演習Ⅲ	2	
		基礎演習Ⅳ	2	
		演習Ⅰ	2	
		演習Ⅱ	2	
		演習Ⅲ	2	
		演習Ⅳ	2	
		卒業研究	4	

〈社会科学部〉

別表Ｉ－（２）　スポーツ社会学科

（教養科目）

１．教養科目の授業科目および単位数は次のとおりである。

授業科目区分、分野		授　業　科　目	単位数 必修	単位数 選択
人間力育成科目		きびこく学	1	
		SDGs概論	1	
		グローバルスタディーズ入門	2	
		課題解決演習	2	
キャリア教育科目		キャリアデザインⅠ	2	
		キャリアデザインⅡ	1	
		キャリア実践Ⅰ	1	
		キャリア実践Ⅱ		1
数理・情報活用科目		情報活用	2	
		数理・データサイエンス・AI基礎		2
		数理・データサイエンス・AI応用		2
言語教育科目	外国語	英語基礎Ⅰ	2	
		英語基礎Ⅱ	2	
		アクティブ英語Ⅰ	2	
		アクティブ英語Ⅱ		2
		レベルアップ英語Ⅰ		2
		レベルアップ英語Ⅱ		2
		中国語と中国文化Ⅰ		2
		中国語と中国文化Ⅱ		2
		フランス語とフランス文化Ⅰ		2
		フランス語とフランス文化Ⅱ		2
		ドイツ語とドイツ文化Ⅰ		2
		ドイツ語とドイツ文化Ⅱ		2

授業科目区分、分野		授　業　科　目	単位数 必修	単位数 選択
言語教育科目	日本語（留学生専用科目）	日本語ＩＡ(文法)	2	
		日本語ＩＡ(読解)	2	
		日本語ＩＡ(聴解)	2	
		日本語ＩＢ(文法)	2	
		日本語ＩＢ(読解)	2	
		日本語ＩＢ(聴解)	2	
		日本語ⅡＡ(文法)		2
		日本語ⅡＡ(読解)		2
		日本語ⅡＡ(聴解)		2
		日本語ⅡＢ(文法)		2
		日本語ⅡＢ(読解)		2
		日本語ⅡＢ(聴解)		2
基礎教育科目	社会の理解	日本国憲法		2
		経済学		2
		社会学		2
	人間形成	哲学		2
		心理学		2
		多様性の理解		2
		文章力の基礎		2
		美術の見方		2
		生涯スポーツ論		2
		生涯スポーツ実習		1
	自然科学	数的理解		2
		化学		2
		生物学		2
		環境科学		2

教養科目については、以下の科目群より単位を修得しなければならない。

履修区分	必修単位数	合計
１．人間力育成科目	6	18単位以上 ※留学生は26単位以上
２．キャリア教育科目	4（留学生は2）	
３．数理・情報活用科目	2	
４．外国語	6	
５．日本語（留学生専用科目）より8科目	16	
６．基礎教育科目	6	6単位以上
７．その他		－
各科目分野の必要単位数を修得の上、合計で30単位（留学生は32単位）以上修得しなければならない。		30単位以上 ※留学生は32単位以上

※留学生でＮ１取得者は、日本人学生と同様に母国語を除く外国語を選択できる。

（外国語を選択した留学生が日本語科目を履修した場合は、日本語科目で修得した単位は卒業単位に含むことはできない。）

※留学生は、キャリアデザインⅡ、キャリア実践Ⅰについては選択科目とする。

（専門教育科目）

２．専門教育科目の授業科目ならびに単位数は次のとおりである。

授業科目区分、分野		授業科目	単位数 必修	単位数 選択
専門教育科目	スポーツマネジメント・コーチ	スポーツ経営学		2
		スポーツビジネス論		2
		スポーツリーダーシップ論		2
		スポーツマネジメント論		2
		社会スポーツ概論		2
		体育・スポーツ行政論		2
		スポーツボランティア実習		2
		ゲームプランニング論		2
		サッカーレフェリーライセンス		2
		基礎コーチング論		2
		応用コーチング論		2
		スポーツ心理学		2
		サッカーコーチング論		2
		サッカーコーチング実習		2
		Ｃ級コーチライセンス		2
		Ｄ級コーチライセンス		2
		トレーニング論		2
		トレーニング実習		1
	健康スポーツ	体力学		2
		体力学演習Ⅰ		2
		体力学演習Ⅱ		2
		運動処方		2
		運動処方演習Ⅰ		2
		運動処方演習Ⅱ		2
		スポーツ医学Ⅰ		2
		スポーツ医学Ⅱ		2
		応用スポーツ論		2
		応用スポーツ実習		1
		健康運動実習Ⅰ		1
		健康運動実習Ⅱ		1
		健康運動現場実習		2
		運動療法		2
		老年体力学		2
		健康心理学		2
		運動生理学演習Ⅰ		2
		運動生理学演習Ⅱ		2
	総合	スポーツ社会学	2	
		健康社会学		2
		スポーツ哲学		2
		スポーツ史		2
		スポーツ実習Ⅰ（体操）		1
		スポーツ実習Ⅱ（器械運動）		1
		スポーツ実習Ⅲ（屋外球技）		1
		スポーツ実習Ⅳ（陸上競技）		1
		スポーツ実習Ⅴ（屋内球技）		1
		スポーツ実習Ⅵ（格技）		1
		スポーツ実習Ⅶ（ダンス）		1
		運動学		2
		運動方法学		2
		学校保健		2
		衛生・公衆衛生		2
		幼児体育		2
		解剖学		2
		生理学		2
		運動栄養学		2
		身体運動学		2
		リハビリテーション医学		2
		内科学一般		2
		東洋医学概論		2
		経絡鍼灸学		2
		東洋医学演習		2

授業科目区分、分野		授業科目	単位数 必修	単位数 選択
専門教育科目	総合	発育発達		2
		救急処置		2
		運動生理学Ⅰ		2
		運動生理学Ⅱ		2
		レクリエーション		2
		アダプテッド・スポーツ		2
	教職関連科目	保健体育科教育法Ⅰ		2
		保健体育科教育法Ⅱ		2
		保健体育科教育法Ⅲ		2
		保健体育科教育法Ⅳ		2
		教育原論		2
		教職論		2
		教育行政学		2
		教育心理学		2
		特別支援教育		1
		教育課程論		1
		道徳教育の理論と方法		2
		特別活動及び総合的な学習の時間の指導法		2
		教育の方法及び技術（情報通信技術の活用含む）		2
		生徒・進路指導論		2
		教育相談の基礎		2
		教育実習指導		1
		教育実習		4
		教職実践演習（中・高）		2
		介護等体験の研究		1
	演習・卒業論文	基礎演習Ⅰ	2	
		基礎演習Ⅱ	2	
		演習Ⅰ	2	
		演習Ⅱ	2	
		演習Ⅲ	2	
		演習Ⅳ	2	
		演習Ⅴ	2	
		演習Ⅵ	2	
		卒業論文	4	

別表Ｉ－（３）

（日本語教員養成に関する科目）

１．日本語教員養成に関する科目の授業科目ならびに単位数は次のとおりである。

学部の名称	学科の名称	授 業 科 目	単位数
学社会部科	経営社会学科	日本語教材の研究	2
		日本語教育実習	1
	スポーツ社会学科	日本語教材の研究	2
		日本語教育実習	1

〈看護学部〉

別表Ⅱ－（１）　看護学科

（教養科目）

１．教養科目の授業科目および単位数は次のとおりである。

授業科目区分、分野		授業科目	単位数 必修	単位数 選択
人間力育成科目		きびこく学	1	
		SDGs概論	1	
		グローバルスタディーズ入門	2	
		課題解決演習	2	
キャリア教育科目		キャリアデザインⅠ	2	
		キャリアデザインⅡ	1	
		キャリア実践Ⅰ	1	
		キャリア実践Ⅱ		1
数理・情報活用科目		情報活用	2	
		数理・データサイエンス・AI基礎		2
		数理・データサイエンス・AI応用		2
言語教育科目	外国語	英語基礎Ⅰ	2	
		英語基礎Ⅱ	2	
		アクティブ英語Ⅰ	2	
		アクティブ英語Ⅱ		2
		レベルアップ英語Ⅰ		2
		レベルアップ英語Ⅱ		2
		中国語と中国文化Ⅰ		2
		中国語と中国文化Ⅱ		2
		フランス語とフランス文化Ⅰ		2
		フランス語とフランス文化Ⅱ		2
		ドイツ語とドイツ文化Ⅰ		2
		ドイツ語とドイツ文化Ⅱ		2

授業科目区分、分野		授業科目	単位数 必修	単位数 選択
基礎教育科目	社会の理解	日本国憲法		2
		経済学		2
		社会学		2
	人間形成	哲学		2
		心理学		2
		多様性の理解		2
		文章力の基礎		2
		美術の見方		2
		生涯スポーツ論		2
		生涯スポーツ実習		1
	自然科学	数的理解		2
		化学		2
		生物学		2
		環境科学		2

教養科目については、以下の科目群より単位を修得しなければならない。

履修区分	必修単位数	合計
１．人間力育成科目	6	18単位以上
２．キャリア教育科目	4	
３．数理・情報活用科目	2	
４．外国語	6	
５．基礎教育科目	6	6単位以上
６．その他		－
各科目分野の必要単位数を修得の上、合計で24単位以上修得しなければならない。		

（専門教育科目）

２．専門教育科目の授業科目ならびに単位数は次のとおりである。

授業科目区分、分野		授業科目	単位数 必修	単位数 選択
専門基礎分野	人体の構造と機能	解剖学Ⅰ	1	
		解剖学Ⅱ	1	
		生理学Ⅰ	1	
		生理学Ⅱ	1	
		生化学	2	
		栄養学	2	
	疾病の成り立ちと回復の促進	臨床薬理学	2	
		臨床微生物学	1	
		病理学	2	
		病態生理Ⅰ	2	
		病態生理Ⅱ	2	
		病態生理Ⅲ	2	
		病態生理Ⅳ	1	
	健康支援と社会保障制度	公衆衛生学Ⅰ（基礎）	1	
		公衆衛生学Ⅱ（応用）		1
		疫学	2	
		健康支援と社会保障制度	2	
		保健統計学	2	
専門分野	基礎看護学	看護学概論	1	
		看護倫理	1	
		看護理論	1	
		看護過程論	1	
		基礎ゼミナールⅠ（スタディスキル）	1	
		基礎ゼミナールⅡ（コミュニケーションスキル）	1	
		看護技術概論	1	
		生活援助技術Ⅰ（環境・活動・休息の援助）	1	
		生活援助技術Ⅱ（清潔・衣生活の援助）	1	
		生活援助技術Ⅲ（食事・排泄の援助）	1	
		ヘルスアセスメント	1	
		治療処置援助技術	1	
		看護過程演習	1	
	地域・在宅看護学	地域看護学概論	1	
		地域看護学演習	2	
		在宅看護学概論	1	
		在宅看護学Ⅰ（在宅での療養生活）	1	
		在宅看護学Ⅱ（在宅療養を支える看護）	1	
	成人看護学	成人看護学概論	1	
		成人看護学Ⅰ（慢性期看護）	1	
		成人看護学Ⅱ（急性期看護）	1	
		成人看護学Ⅲ（がん看護）	1	
		成人看護学Ⅳ（周手術期看護）	1	
		成人看護学Ⅴ（看護過程及び治療に伴う看護技術）	1	
	老年看護学	老年看護学概論	2	
		老年看護学（援助論）	2	
	小児看護学	小児看護学概論	1	
		小児看護学Ⅰ（発達生理の理解）	1	
		小児看護学Ⅱ（疾病の理解）	1	
		小児看護学Ⅲ（援助論）	1	
	母性看護学	母性看護学概論	1	
		母性看護学Ⅰ（母児関係論）	1	
		母性看護学Ⅱ（援助論）	2	
	精神看護学	精神看護学概論	2	
		精神看護学Ⅰ（疾病の理解）	1	
		精神看護学Ⅱ（援助論）	1	

授業科目区分、分野		授業科目	単位数 必修	単位数 選択
専門分野	看護の統合と実践	看護管理論	1	
		家族看護学	1	
		災害看護学		1
		医療安全		1
		救急看護学		1
		国際看護学	1	
		看護生涯教育		1
		生命倫理	1	
		基礎ゼミナールⅢ（看護専門職の理解）	1	
		基礎ゼミナールⅣ（看護研究の基礎）	1	
		看護研究Ⅰ	1	
		看護研究Ⅱ	1	
臨地実習	基礎看護学	基礎看護学実習Ⅰ	1	
		基礎看護学実習Ⅱ	2	
	地域・在宅看護学	在宅看護学実習	2	
		地域包括ケア実習Ⅰ	1	
		地域包括ケア実習Ⅱ	1	
	成人・老年看護学	成人・老年看護学実習Ⅰ（周手術期）	3	
		成人・老年看護学実習Ⅱ（慢性期）	3	
		成人・老年看護学実習Ⅲ（施設）	2	
	小児看護学	小児看護学実習	2	
	母性看護学	母性看護学実習	2	
	精神看護学	精神看護学実習	2	
	看護の統合と実践	統合看護実習Ⅰ（看護管理）	1	
		統合看護実習Ⅱ（地域連携）	1	
保健師科目		公衆衛生看護学概論		1
		公衆衛生看護学Ⅰ（方法論）		2
		公衆衛生看護学Ⅱ（対象別看護活動）		2
		産業衛生学		2
		公衆衛生看護管理論		2
		健康危機管理論		1
		保健医療福祉行政論（政策演習）		2
		公衆衛生看護学実習Ⅰ		4
		公衆衛生看護学実習Ⅱ		1
教職関連科目		看護教育法Ⅰ		2
		看護教育法Ⅱ		2
		教育原論		2
		教職論		2
		教育行政学		2
		教育心理学		2
		特別支援教育		1
		教育課程論		1
		道徳教育の理論と方法		2
		特別活動及び総合的な学習の時間の指導法		2
		教育の方法及び技術（情報通信技術の活用含む）		2
		生徒・進路指導論		2
		教育相談の基礎		2
		教育実習指導		1
		教育実習		2
		教職実践演習（高校）		2
		学校保健学		2
		養護学概論		2
		健康相談活動論		2
		養護実習指導		1
		養護実習		4
		教職実践演習（養護教諭）		2

〈農学部〉

別表Ⅲ－（1）　地域創成農学科

（教養科目）

１．教養科目の授業科目および単位数は次のとおりである。

授業科目区分、分野		授業科目	単位数 必修	単位数 選択
人間力育成科目		きびこく学	1	
		SDGs概論	1	
		グローバルスタディーズ入門	2	
		課題解決演習	2	
キャリア教育科目		キャリアデザインⅠ	2	
		キャリアデザインⅡ	1	
		キャリア実践Ⅰ	1	
		キャリア実践Ⅱ		1
数理・情報活用科目		情報活用	2	
		数理・データサイエンス・AI基礎		2
		数理・データサイエンス・AI応用		2
言語教育科目	外国語	英語基礎Ⅰ	2	
		英語基礎Ⅱ	2	
		アクティブ英語Ⅰ	2	
		アクティブ英語Ⅱ		2
		レベルアップ英語Ⅰ		2
		レベルアップ英語Ⅱ		2
		中国語と中国文化Ⅰ		2
		中国語と中国文化Ⅱ		2
		フランス語とフランス文化Ⅰ		2
		フランス語とフランス文化Ⅱ		2
		ドイツ語とドイツ文化Ⅰ		2
		ドイツ語とドイツ文化Ⅱ		2

授業科目区分、分野		授業科目	単位数 必修	単位数 選択
言語教育科目	日本語（留学生専用科目）	日本語ⅠＡ(文法)	2	
		日本語ⅠＡ(読解)	2	
		日本語ⅠＡ(聴解)	2	
		日本語ⅠＢ(文法)	2	
		日本語ⅠＢ(読解)	2	
		日本語ⅠＢ(聴解)	2	
		日本語ⅡＡ(文法)		2
		日本語ⅡＡ(読解)		2
		日本語ⅡＡ(聴解)		2
		日本語ⅡＢ(文法)		2
		日本語ⅡＢ(読解)		2
		日本語ⅡＢ(聴解)		2
基礎教育科目	社会の理解	日本国憲法		2
		経済学		2
		社会学		2
	人間形成	哲学		2
		心理学		2
		多様性の理解		2
		文章力の基礎		2
		生涯スポーツ論		2
		生涯スポーツ実習		1
	自然科学	数的理解		2
		化学		2
		生物学		2
		環境科学		2

教養科目については、以下の科目群より単位を修得しなければならない。

履修区分	必修単位数	合計
１．人間力育成科目	6	18単位以上 ※留学生は26単位以上
２．キャリア教育科目	4（留学生は2）	
３．数理・情報活用科目	2	
４．外国語	6	
５．日本語（留学生専用科目）より8科目	16	
６．基礎教育科目	6	6単位以上
７．その他		－
各科目分野の必要単位数を修得の上、合計で24単位（留学生は32単位）以上修得しなければならない。		24単位以上 ※留学生は32単位以上

※留学生でＮ１取得者は、日本人学生と同様に母国語を除く外国語を選択できる。

（外国語を選択した留学生が日本語科目を履修した場合は、日本語科目で修得した単位は卒業単位に含むことはできない。）

※留学生は、キャリアデザインⅡ、キャリア実践Ⅰについては選択科目とする。

（専門教育科目）

２．専門教育科目の授業科目ならびに単位数は次のとおりである。

授業科目区分、分野		授業科目	単位数 必修	単位数 選択
専門教育科目	専門基礎科目	南あわじ農業学	2	
		地域創成農学概論	2	
		基礎演習Ⅰ	1	
		基礎演習Ⅱ	1	
		基礎演習Ⅲ	1	
		基礎演習Ⅳ	1	
		遺伝学		2
		分子生物学		2
		ゲノム情報学		2
		生物の進化と多様性		2
		生物化学		2
		有機化学		2
		食の安全学		2
		生物学実験	1	
		化学実験	1	
		微生物学		2
	農業生産系科目	植物育種学Ⅰ	2	
		植物育種学Ⅱ		2
		栽培学Ⅰ		1
		栽培学Ⅱ		1
		野菜園芸学		2
		花卉園芸学		2
		果樹園芸・熱帯植物学		2
		植物保護学Ⅰ	2	
		植物保護学Ⅱ		2
		植物保護学Ⅲ		2
		植物細胞生理学		2
		土壌肥料学		2
		応用動物学Ⅰ		2
		応用動物学Ⅱ		2
		雑草学		1
		生物統計学		2
		フィールド実習Ⅰ	1	
		フィールド実習Ⅱ	1	
		フィールド実習Ⅲ		1
		フィールド実習Ⅳ		1
	食品・醸造系科目	栄養化学	2	
		食品機能分析化学		2
		食品加工化学		2
		食品管理化学		2
		食品衛生学		2
		醗酵微生物学		2
		農産物加工学		2
		食肉加工学		2
		乳製品加工学		2

授業科目区分、分野		授業科目	単位数 必修	単位数 選択
専門教育科目	食品・醸造系科目	味と食感の科学		2
		食品化学		2
		水産物加工学		2
		水産食品学		2
		食品遺伝子工学		2
		食品保蔵学		2
		醸造管理学		2
		酒類生産学		2
		醸造学実習		1
	農業経済系科目	農業経済学	2	
		経済発展論		2
		農業経営学		2
		農業経営情報論		2
		農業計算学		2
		食農マーケティング論		2
		フードシステム論		2
		地域産業複合体論		2
	地域創成系科目	地域調査法		2
		地域人口学		2
		地域保健学		2
		地域社会学		2
		農業開発社会学		2
		農業・食品業の地域ブランド戦略		2
		食と農のデザイン論		2
		山・里・海の連携学		2
		森林生態管理学		2
		ランドスケープデザイン学		2
		ソーシャルファーム論		2
	学芸員科目	生涯学習概論		2
		博物館概論		2
		博物館経営論		2
		博物館資料論		2
		博物館資料保存論		2
		博物館展示論		2
		博物館教育論		2
		博物館情報・メディア論		2
		博物館実習		3
	専門応用科目	インターンシップ		2
		日本の食文化		2
		日本の食文化実習		1
		地域創成農学演習Ⅰ	2	
		地域創成農学演習Ⅱ	2	
		地域創成農学演習Ⅲ	2	
		地域創成農学演習Ⅳ	2	
		課題研究		10

別表Ⅲ－（2）　海洋水産生物学科

（教養科目）

１．教養科目の授業科目および単位数は次のとおりである。

授業科目区分、分野		授業科目	単位数 必修	単位数 選択
人間力育成科目		きびこく学	1	
		SDGs概論	1	
		グローバルスタディーズ入門	2	
		課題解決演習	2	
キャリア教育科目		キャリアデザインⅠ	2	
		キャリアデザインⅡ	1	
		キャリア実践Ⅰ	1	
		キャリア実践Ⅱ		1
数理・情報活用科目		情報活用	2	
		数理・データサイエンス・AI基礎		2
		数理・データサイエンス・AI応用		2
言語教育科目	外国語	英語基礎Ⅰ	2	
		英語基礎Ⅱ	2	
		アクティブ英語Ⅰ	2	
		アクティブ英語Ⅱ		2
		レベルアップ英語Ⅰ		2
		レベルアップ英語Ⅱ		2
		中国語と中国文化Ⅰ		2
		中国語と中国文化Ⅱ		2
		フランス語とフランス文化Ⅰ		2
		フランス語とフランス文化Ⅱ		2
		ドイツ語とドイツ文化Ⅰ		2
		ドイツ語とドイツ文化Ⅱ		2

授業科目区分、分野		授業科目	単位数 必修	単位数 選択
言語教育科目	日本語（留学生専用科目）	日本語ⅠＡ(文法)	2	
		日本語ⅠＡ(読解)	2	
		日本語ⅠＡ(聴解)	2	
		日本語ⅠＢ(文法)	2	
		日本語ⅠＢ(読解)	2	
		日本語ⅠＢ(聴解)	2	
		日本語ⅡＡ(文法)		2
		日本語ⅡＡ(読解)		2
		日本語ⅡＡ(聴解)		2
		日本語ⅡＢ(文法)		2
		日本語ⅡＢ(読解)		2
		日本語ⅡＢ(聴解)		2
基礎教育科目	社会の理解	日本国憲法		2
		経済学		2
		社会学		2
	人間形成	哲学		2
		心理学		2
		多様性の理解		2
		文章力の基礎		2
		生涯スポーツ論		2
		生涯スポーツ実習		1
	自然科学	数的理解		2
		化学		2
		生物学		2
		環境科学		2

教養科目については、以下の科目群より単位を修得しなければならない。

履修区分	必修単位数	合計
１．人間力育成科目	6	18単位以上 ※留学生は26単位以上
２．キャリア教育科目	4（留学生は2）	
３．数理・情報活用科目	2	
４．外国語	6	
５．日本語（留学生専用科目）より8科目	16	
６．基礎教育科目	6	6単位以上
７．その他		－
各科目分野の必要単位数を修得の上、合計で24単位（留学生は32単位）以上修得しなければならない。		24単位以上 ※留学生は32単位以上

※留学生でＮ１取得者は、日本人学生と同様に母国語を除く外国語を選択できる。

（外国語を選択した留学生が日本語科目を履修した場合は、日本語科目で修得した単位は卒業単位に含むことはできない。）

※留学生は、キャリアデザインⅡ、キャリア実践Ⅰについては選択科目とする。

（専門教育科目）

２．専門教育科目の授業科目ならびに単位数は次のとおりである。

授業科目区分、分野		授業科目	単位数 必修	単位数 選択
専門教育科目	専門基礎科目	南あわじ農業学	2	
		海洋水産生物学概論	2	
		基礎演習Ⅰ	1	
		基礎演習Ⅱ	1	
		基礎演習Ⅲ	1	
		基礎演習Ⅳ	1	
		遺伝学		2
		分子生物学		2
		ゲノム情報学		2
		植物生理学		2
		生物の進化と多様性		2
		海洋水産生物ビジネスの技術と倫理	2	
		海洋水産生物ビジネスの経済と流通		2
		生物化学		2
		有機化学		2
		食の安全学		2
		生物学実験	1	
		化学実験		1
	水圏生物系科目	水生生物学Ⅰ	2	
		水生生物学Ⅱ	2	
		水生生物学Ⅲ	2	
		水圏の環境と保全		2
		アクアリウムサイエンスⅠ		2
		アクアリウムサイエンスⅡ		2
		フィッシングサイエンスⅠ		2
		フィッシングサイエンスⅡ		2
		水産増養殖Ⅰ		2
		水産増養殖Ⅱ		2
		水産増養殖Ⅲ		2
		海川の生物とレジャー		2
		生物統計学		2
		水圏生物学実習	1	
		水圏フィールド実習	1	

授業科目区分、分野		授業科目	単位数 必修	単位数 選択
専門教育科目	学芸員科目	生涯学習概論		2
		博物館概論		2
		博物館経営論		2
		博物館資料論		2
		博物館資料保存論		2
		博物館展示論		2
		博物館教育論		2
		博物館情報・メディア論		2
		博物館実習		3
	食品化学系科目	水産食品学	2	
		食品化学		2
		栄養化学		2
		食品機能分析化学		2
		食品加工化学		2
		食品管理化学		2
		食品衛生学		2
		微生物学		2
		醗酵微生物学		2
		水産物加工学		2
		農産物加工学		2
		食肉加工学		2
		乳製品加工学		2
		味と食感の科学		2
		水産食品学実習	1	
	地域創成系科目	地域調査法		2
		地域人口学		2
		地域保健学		2
		地域社会学		2
		農業開発社会学		2
		農業・食品業の地域ブランド戦略		2
		食と農のデザイン論		2
		山・里・海の連携学		2
		森林生態管理学		2
		ランドスケープデザイン学		2
		ソーシャルファーム論		2
		地域マネジメント論		2
	専門応用科目	インターンシップ		2
		海洋水産生物学演習Ⅰ	2	
		海洋水産生物学演習Ⅱ	2	
		海洋水産生物学演習Ⅲ	2	
		海洋水産生物学演習Ⅳ	2	
		課題研究		10

〈外国語学部〉

別表Ⅳ－（１）　外国学科

（教養科目）

１．教養科目の授業科目および単位数は次のとおりである。

授業科目区分、分野		授　業　科　目	単位数 必修	単位数 選択
人間力育成科目		きびこく学	1	
		SDGs概論	1	
		グローバルスタディーズ入門	2	
		課題解決演習	2	
キャリア教育科目		キャリアデザインⅠ	2	
		キャリアデザインⅡ	1	
		キャリア実践Ⅰ	1	
		キャリア実践Ⅱ		1
数理・情報活用科目		情報活用	2	
		数理・データサイエンス・AI基礎		2
		数理・データサイエンス・AI応用		2
言語教育科目	外国語	中国語Ⅰ		2
		中国語Ⅱ		2
		フランス語Ⅰ		2
		フランス語Ⅱ		2
		ドイツ語Ⅰ		2
		ドイツ語Ⅱ		2
	日本語（留学生専用科目）	日本語ⅠＡ(文法)	2	
		日本語ⅠＡ(読解)	2	
		日本語ⅠＡ(聴解)	2	
		日本語ⅠＢ(文法)	2	
		日本語ⅠＢ(読解)	2	
		日本語ⅠＢ(聴解)	2	
		日本語ⅡＡ(文法)		2
		日本語ⅡＡ(読解)		2
		日本語ⅡＡ(聴解)		2
		日本語ⅡＢ(文法)		2
		日本語ⅡＢ(読解)		2
		日本語ⅡＢ(聴解)		2

授業科目区分、分野		授　業　科　目	単位数 必修	単位数 選択
基礎教育科目	社会の理解	日本国憲法		2
		経済学		2
		社会学		2
	人間形成	哲学		2
		心理学		2
		文章力の基礎		2
		生涯スポーツ論		2
		生涯スポーツ実習		1
	自然科学	数的理解		2
		化学		2
		生物学		2
		環境科学		2

教養科目については、以下の科目群より単位を修得しなければならない。

履修区分	必修単位数	合計
１．人間力育成科目	6	16単位以上 ※留学生は26単位以上
２．キャリア教育科目	4（留学生は2）	
３．数理・情報活用科目	2	
４．外国語	4	
５．日本語（留学生専用科目）より8科目	16	
６．基礎教育科目	6	6単位以上
７．その他		―
各科目分野の必要単位数を修得の上、合計で22単位（留学生は32単位）以上修得しなければならない。		22単位以上 ※留学生は32単位以上

※留学生でＮ１取得者は、日本人学生と同様に母国語を除く外国語を選択できる。

（外国語を選択した留学生が日本語科目を履修した場合は、日本語科目で修得した単位は卒業単位に含むことはできない。）

※留学生は、キャリアデザインⅡ、キャリア実践Ⅰについては選択科目とする。

（専門教育科目）

２．専門教育科目の授業科目ならびに単位数は次のとおりである。

授業科目 区分、分野			授業科目	単位数 必修	単位数 選択
専門教育科目	専門教育科目群	ジャパンスタディ	生き方	2	
			日本のことば		2
			日本の芸術		2
			日本の歴史		2
			日本の経済		2
			クールジャパン論		2
			日本論－ジャパノロジー		2
			日本文化論		2
		英語学	英語学Ⅰ		2
			英語学Ⅱ		2
			英語学Ⅲ		2
			英語学Ⅳ		2
			英語文学Ⅰ		2
			英語文学Ⅱ		2
			英語音声学Ⅰ		2
			英語音声学Ⅱ		2
		英語コミュニケーション	英語リーディングⅠ		2
			英語リーディングⅡ		2
			エクステンシブ・リーディング		2
			メディア英語		2
			英語ライティングⅠ		2
			英語ライティングⅡ		2
			プラクティカル・ライティング		2
			アカデミック・ライティング		2
			英語オーラルコミュニケーションⅠ	2	
			英語オーラルコミュニケーションⅡ	2	
			英語オーラルコミュニケーション演習Ⅰ		2
			英語オーラルコミュニケーション演習Ⅱ		2
			プレゼンテーション英語		2
			ディスカッション英語		2
		アクティブラーニング	アクティブ英語Ⅰ		2
			アクティブ英語Ⅱ		2
			インテグレイテッド・イングリッシュⅠ		2
			インテグレイテッド・イングリッシュⅡ		2
			ビジネス英語Ⅰ		2
			ビジネス英語Ⅱ		2
			ＴＯＥＩＣストラテジーⅠ		2
			ＴＯＥＩＣストラテジーⅡ		2
			ラーニング・スキルズ		2
			リサーチ・スキルズ		2
	国際教養科目群	グローバルスタディーズ	異文化理解		2
			グローバル人材論		2
			グローバルスタディーズⅠ		2
			グローバルスタディーズⅡ		2
			グローバルスタディーズⅢ		2
			グローバルスタディーズⅣ		2
			グローバルスタディーズⅤ		2
			グローバルスタディーズⅥ		2

授業科目 区分、分野			授業科目	単位数 必修	単位数 選択
専門教育科目	国際教養科目群	グローバルビジネス	日本の文化経済		2
			人と地域の社会学		2
			地域観光資源		2
			企業戦略マーケティング概論		2
			国際ビジネス論		2
			ビジネスの基礎知識		2
			貿易実務		2
			ＩＴ応用論		2
			問題解決とシステム技法		2
		カルチャーサイエンス	専門日本語（科学）		2
			専門日本語（産業）		2
			専門日本語（ＩＴ）		2
			色彩の科学		2
			モノをはかる技術		2
			ロジカルシンキング		2
			人間行動研究		2
		実習	インターンシップⅠ		2
			インターンシップⅡ		1
			インターンシップⅢ		2
			インターンシップⅣ		1
			スタディー・アブロード事前指導		2
			スタディー・アブロードⅠ	4	
			スタディー・アブロードⅡ		6
			スタディー・アブロードⅢ		6
			スタディー・アブロードⅣ		6
		演習・卒業研究	基礎演習Ⅰ	2	
			基礎演習Ⅱ	2	
			演習Ⅰ	2	
			演習Ⅱ	2	
			演習Ⅲ	2	
			演習Ⅳ	2	
			卒業研究Ⅰ	2	
			卒業研究Ⅱ	2	
		教職関連科目	英語科教育法Ⅰ		2
			英語科教育法Ⅱ		2
			英語科教育法Ⅲ		2
			英語科教育法Ⅳ		2
			教育原論		2
			教職論		2
			教育行政学		2
			教育心理学		2
			特別支援教育		1
			教育課程論		1
			道徳教育の理論と方法		2
			特別活動及び総合的な学習の時間の指導法		2
			教育の方法及び技術（情報通信技術の活用含む）		2
			生徒・進路指導論		2
			教育相談の基礎		2
			教育実習指導		1
			教育実習Ⅰ		2
			教育実習Ⅱ		2
			教職実践演習（中・高）		2
			介護等体験の研究		1
		日本語教員養成に関する科目	日本語指導Ａ		2
			日本語指導Ｂ		2
			日本語研究Ａ		2
			日本語研究Ｂ		2
			日本語教材の研究		2
			日本語教育実習		1

＊外国人留学生はスタディー・アブロード事前指導並びにスタディー・アブロードⅠ～Ⅳの履修はできない。
＊外国人留学生はスタディー・アブロードⅠの代わりにインターンシップⅠを修得すること。

＜アニメーション学部＞

別表Ｖ－（１）　アニメーション学科

（教養科目）

１．教養科目の授業科目および単位数は次のとおりである。

授業科目区分、分野		授業科目	単位数 必修	単位数 選択
人間力育成科目		きびこく学	1	
		SDGs概論	1	
		グローバルスタディーズ入門	2	
		課題解決演習	2	
キャリア教育科目		キャリアデザインⅠ	2	
		キャリアデザインⅡ	1	
		キャリア実践Ⅰ	1	
		キャリア実践Ⅱ		1
数理・情報活用科目		情報活用	2	
		数理・データサイエンス・AI基礎		2
		数理・データサイエンス・AI応用		2
言語教育科目	外国語	英語基礎Ⅰ	2	
		英語基礎Ⅱ	2	
		アクティブ英語Ⅰ	2	
		アクティブ英語Ⅱ		2
		レベルアップ英語Ⅰ		2
		レベルアップ英語Ⅱ		2
		中国語と中国文化Ⅰ		2
		中国語と中国文化Ⅱ		2
		フランス語とフランス文化Ⅰ		2
		フランス語とフランス文化Ⅱ		2
		ドイツ語とドイツ文化Ⅰ		2
		ドイツ語とドイツ文化Ⅱ		2

授業科目区分、分野		授業科目	単位数 必修	単位数 選択
言語教育科目	日本語（留学生専用科目）	日本語ⅠＡ(文法)	2	
		日本語ⅠＡ(読解)	2	
		日本語ⅠＡ(聴解)	2	
		日本語ⅠＢ(文法)	2	
		日本語ⅠＢ(読解)	2	
		日本語ⅠＢ(聴解)	2	
		日本語ⅡＡ(文法)		2
		日本語ⅡＡ(読解)		2
		日本語ⅡＡ(聴解)		2
		日本語ⅡＢ(文法)		2
		日本語ⅡＢ(読解)		2
		日本語ⅡＢ(聴解)		2
基礎教育科目	社会の理解	日本国憲法		2
		経済学		2
		社会学		2
	人間形成	哲学		2
		心理学		2
		多様性の理解		2
		文章力の基礎		2
		美術の見方		2
		生涯スポーツ論		2
		生涯スポーツ実習		1
	自然科学	数的理解		2
		化学		2
		生物学		2
		環境科学		2

教養科目については、以下の科目群より単位を修得しなければならない。

履修区分	必修単位数	合計
１．人間力育成科目	6	18単位以上 ※留学生は26単位以上
２．キャリア教育科目	4（留学生は2）	
３．数理・情報活用科目	2	
４．外国語	6	
５．日本語（留学生専用科目）より8科目	16	
６．基礎教育科目	6	6単位以上
７．その他		－
各科目分野の必要単位数を修得の上、合計で30単位（留学生は32単位）以上修得しなければならない。		30単位以上 ※留学生は32単位以上

※留学生でＮ１取得者は、日本人学生と同様に母国語を除く外国語を選択できる。

（外国語を選択した留学生が日本語科目を履修した場合は、日本語科目で修得した単位は卒業単位に含むことはできない。）

※留学生は、キャリアデザインⅡ、キャリア実践Ⅰについては選択科目とする。

（専門教育科目）

２．専門教育科目の授業科目ならびに単位数は次のとおりである。

授業科目区分、分野		授　業　科　目	単位数 必修	単位数 選択
専門教育科目	アニメーション文化科目	美術史Ａ		2
		美術史Ｂ		2
		産業と技術の歴史		2
		デジタルメディアと社会		2
		広告原理		2
		ジャーナリズム論		2
		メディア倫理学		2
		レビューライティング		2
		ブランド戦略と知的財産		2
		出版・マンガの著作権		2
		アニメ・ゲームの著作権		2
		子どものためのアニメ		2
		アニメーション概論		2
		アニメーション文化論		2
	アニメーション実技科目	デッサン基礎Ａ	2	
		デッサン基礎Ｂ	2	
		アニメーション作画演習Ａ		2
		アニメーション作画演習Ｂ		2
		アニメーション作画実践Ａ		2
		アニメーション作画実践Ｂ		2
		アニメーション基礎Ａ	2	
		アニメーション基礎Ｂ	2	
		アニメーション演習Ａ		2
		アニメーション演習Ｂ		2
		シナリオ講読Ａ		2
		シナリオ講読Ｂ		2
		シナリオ制作Ａ		2
		シナリオ制作Ｂ		2
		イラスト演習Ａ		2
		イラスト演習Ｂ		2
		イラスト制作Ａ		2
		イラスト制作Ｂ		2
		背景美術基礎Ａ		2
		背景美術基礎Ｂ		2
		背景美術演習Ａ		2
		背景美術演習Ｂ		2
		背景美術制作Ａ		2
		背景美術制作Ｂ		2

授業科目区分、分野		授　業　科　目	単位数 必修	単位数 選択
専門教育科目	アニメーション実技科目	マンガ基礎		2
		音響演習Ａ		2
		音響演習Ｂ		2
		音響デザインＡ		2
		音響デザインＢ		2
		プログラミング基礎Ａ		2
		プログラミング基礎Ｂ		2
		ＣＧ基礎Ａ		2
		ＣＧ基礎Ｂ		2
		３ＤＣＧ演習Ａ		2
		３ＤＣＧ演習Ｂ		2
		３ＤＣＧ制作Ａ		2
		３ＤＣＧ制作Ｂ		2
		造形美術演習Ａ		2
		造形美術演習Ｂ		2
		造形美術制作Ａ		2
		造形美術制作Ｂ		2
	専門応用科目	３Ｄゲーム・ＶＲ演習Ａ		2
		３Ｄゲーム・ＶＲ演習Ｂ		2
		ゲーム制作Ａ		2
		ゲーム制作Ｂ		2
		印刷演習Ａ		2
		印刷演習Ｂ		2
		印刷デザインＡ		2
		印刷デザインＢ		2
		ＷＥＢ演習		2
		ＷＥＢデザイン		2
		インターンシップ		2
		基礎演習Ａ	2	
		基礎演習Ｂ	2	
		応用演習Ａ	2	
		応用演習Ｂ	2	
		実践演習Ａ	2	
		実践演習Ｂ	2	
		卒業研究Ａ	2	
		卒業研究Ｂ	2	

〈人間科学部〉

別表Ⅵ－（１）　人間科学科

（教養科目）

１．教養科目の授業科目および単位数は次のとおりである。

授業科目区分、分野		授　業　科　目	単位数 必修	単位数 選択
人間力育成科目		きびこく学	1	
		SDGs概論	1	
		グローバルスタディーズ入門	2	
		課題解決演習	2	
キャリア教育科目		キャリアデザインⅠ	2	
		キャリアデザインⅡ	1	
		キャリア実践Ⅰ	1	
		キャリア実践Ⅱ		1
数理・情報活用科目		情報活用	2	
		数理・データサイエンス・AI基礎		2
		数理・データサイエンス・AI応用		2
言語教育科目	外国語	英語基礎Ⅰ	2	
		英語基礎Ⅱ	2	
		アクティブ英語Ⅰ	2	
		アクティブ英語Ⅱ		2
		レベルアップ英語Ⅰ		2
		レベルアップ英語Ⅱ		2
		中国語と中国文化Ⅰ		2
		中国語と中国文化Ⅱ		2
		フランス語とフランス文化Ⅰ		2
		フランス語とフランス文化Ⅱ		2
		ドイツ語とドイツ文化Ⅰ		2
		ドイツ語とドイツ文化Ⅱ		2

授業科目区分、分野		授　業　科　目	単位数 必修	単位数 選択
言語教育科目	日本語（留学生専用科目）	日本語ＩＡ(文法)	2	
		日本語ＩＡ(読解)	2	
		日本語ＩＡ(聴解)	2	
		日本語ＩＢ(文法)	2	
		日本語ＩＢ(読解)	2	
		日本語ＩＢ(聴解)	2	
		日本語ⅡＡ(文法)		2
		日本語ⅡＡ(読解)		2
		日本語ⅡＡ(聴解)		2
		日本語ⅡＢ(文法)		2
		日本語ⅡＢ(読解)		2
		日本語ⅡＢ(聴解)		2
基礎教育科目	社会の理解	日本国憲法		2
		経済学		2
		社会学		2
	人間形成	哲学		2
		心理学		2
		多様性の理解		2
		文章力の基礎		2
		美術の見方		2
		生涯スポーツ論		2
		生涯スポーツ実習		1
	自然科学	数的理解		2
		化学		2
		生物学		2
		環境科学		2

（心理学専攻）

教養科目については、以下の科目群より単位を修得しなければならない。

履修区分	必修単位数	合計
１．人間力育成科目	6	18単位以上 ※留学生は26単位以上
２．キャリア教育科目	4（留学生は2）	
３．数理・情報活用科目	2	
４．外国語	6	
５．日本語（留学生専用科目）より8科目	16	
６．基礎教育科目	6	6単位以上
７．その他		－
各科目分野の必要単位数を修得の上、合計で24単位（留学生は32単位）以上修得しなければならない。		24単位以上 ※留学生は32単位以上

※留学生でＮ１取得者は、日本人学生と同様に母国語を除く外国語を選択できる。

（外国語を選択した留学生が日本語科目を履修した場合は、日本語科目で修得した単位は卒業単位に含むことはできない。）

※留学生は、キャリアデザインⅡ、キャリア実践Ⅰについては選択科目とする。

（理学療法学専攻・作業療法学専攻）

教養科目については、以下の科目群より単位を修得しなければならない。

履修区分	必修単位数	合計
１．人間力育成科目	6	18単位以上
２．キャリア教育科目	4	
３．数理・情報活用科目	2	
４．外国語	6	
５．基礎教育科目	6	6単位以上
６．その他		－
各科目分野の必要単位数を修得の上、合計で24単位以上修得しなければならない。		

（専門教育科目）
人間科学科　心理学専攻
２．専門教育科目の授業科目ならびに単位数は次のとおりである。

授業科目区分、分野		授業科目	単位数 必修	単位数 選択
専門教育科目	学科共通専門科目	人間科学概論Ⅰ	2	
		人間科学概論Ⅱ	2	
		臨床薬理学		2
		公衆衛生学		1
		臨床栄養学		2
		一般臨床医学		1
		臨床神経学		2
		小児科学		1
		精神医学		1
		救急救命医学		1
		画像診断学		1
		地域レクリエーション演習		1
		地域マネジメント学		2
		生活環境学		1
		生活支援工学		2
		ヘルスプロモーション		1
		人間生活学		1
		園芸論		2
		園芸療法論		2
		ガーデニング		2
		園芸療法実習		2
		人体の構造と機能及び疾病		2
		神経・生理心理学Ⅰ		2
		精神疾患とその治療		2
		神経診断学		2
		発達心理学		2
		臨床心理学概論		2
		障害者・障害児心理学		2*2
		健康・医療心理学		2
		カウンセリング演習Ⅰ		1
		カウンセリング演習Ⅱ		1
		外書購読		2
		コミュニティ心理学		2
		基礎演習Ⅰ	2	
		基礎演習Ⅱ	2	
		基礎演習Ⅲ	2	
		基礎演習Ⅳ	2	
	心理専門科目	心理学概論Ⅰ		2*1
		心理学概論Ⅱ		2*1
		心理学研究法Ⅰ		2*1
		心理学研究法Ⅱ		2*1
		心理学統計法Ⅰ		2*1
		心理学統計法Ⅱ		2*1
		心理学実験Ⅰ		1*1
		心理学実験Ⅱ		1*1
		医学概論Ⅰ		2*1
		医学概論Ⅱ		2*1
		人体の生理的機能		2
		知覚・認知心理学		2
		学習・言語心理学		2
		感情・人格心理学Ⅰ		2
		感情・人格心理学Ⅱ		2
		神経・生理心理学Ⅱ		2

授業科目区分、分野		授業科目	単位数 必修	単位数 選択
専門教育科目	心理専門科目	社会・集団・家族心理学Ⅰ		2
		社会・集団・家族心理学Ⅱ		2
		心理的アセスメント		2
		心理学的支援法		2*2
		福祉心理学		2
		教育・学校心理学		2
		司法・犯罪心理学		2*3
		産業・組織心理学		2*3
		関係行政論		2
		公認心理師の職責		2
		生涯発達心理学		2
		社会福祉原論		2
		心理学史		2
		臨床の倫理		2
		比較心理学		2
		家庭支援論		2
		心理尺度構成法Ⅰ		1
		心理尺度構成法Ⅱ		1
		心理演習		1
		心理実習Ⅰ		1
		心理実習Ⅱ		1
		心理検査演習		1
		卒業研究演習Ⅰ		2*1
		卒業研究演習Ⅱ		2*1
		卒業研究演習Ⅲ		2*1
		卒業研究演習Ⅳ		2*1
		卒業研究		2*1
	教職関連科目	日本史		2
		東洋史		2
		西洋史		2
		地理学概論		2
		地誌学		2
		法学		2
		政治学		2
		宗教学		2
		社会科・地歴科教育法Ⅰ		2
		社会科・地歴科教育法Ⅱ		2
		社会科・公民科教育法Ⅰ		2
		社会科・公民科教育法Ⅱ		2
		教育原論		2
		教職論		2
		教育行政学		2
		教育心理学		2
		特別支援教育		1
		教育課程論		1
		道徳教育の理論と方法		2
		特別活動及び総合的な学習の時間の指導法		2
		教育の方法及び技術（情報通信技術の活用含む）		2
		生徒・進路指導論		2
		教育相談の基礎		2
		教育実習指導		1
		教育実習		4
		教職実践演習（中・高）		2
		介護等体験の研究		1

（注）心理学専攻の学生は、単位数に＊1印のついた科目を必ず履修すること。
（注）中学校教諭一種免許状（社会）を取得しようとする者は、教員免許状取得に関する規程の免許法施行規則に定める科目とは別に単位数に＊2印のついた科目を必ず履修すること。
（注）高等学校教諭一種免許状（公民）を取得しようとする者は、教員免許状取得に関する規程の免許法施行規則に定める科目とは別に単位数に＊2印及び＊3印のついた科目を必ず履修すること。

（専門教育科目）

人間科学科　理学療法学専攻

２．専門教育科目の授業科目ならびに単位数は次のとおりである。

授業科目区分、分野			授　業　科　目	単位数 必修	単位数 選択
専門教育科目	学科共通専門科目		人間科学概論Ⅰ	2	
			人間科学概論Ⅱ	2	
			臨床薬理学		2
			公衆衛生学		1
			臨床栄養学		2
			一般臨床医学		1
			臨床神経学		2
			小児科学		1
			精神医学		1
			救急救命医学		1
			画像診断学		1
			地域レクリエーション演習		1
			地域マネジメント学		2
			生活環境学		1
			生活支援工学		2
			ヘルスプロモーション		1
			人間生活学		1
			園芸論		2
			園芸療法論		2
			ガーデニング		2
			園芸療法実習		2
			人体の構造と機能及び疾病		2
			神経・生理心理学Ⅰ		2
			精神疾患とその治療		2
			神経診断学		2
			発達心理学		2
			臨床心理学概論		2
			障害者・障害児心理学		2
			健康・医療心理学		2
			カウンセリング演習Ⅰ		1
			カウンセリング演習Ⅱ		1
			外書購読		2
			コミュニティ心理学		2
			基礎演習Ⅰ	2	
			基礎演習Ⅱ	2	
			基礎演習Ⅲ	2	
			基礎演習Ⅳ	2	
	リハビリテーション専門科目	共通科目	解剖学Ⅰ		1
			解剖学Ⅱ		1
			解剖学演習Ⅰ		1
			解剖学演習Ⅱ		1
			生理学Ⅰ		1
			生理学Ⅱ		1
			生理学演習		1
			運動学		1
			運動学演習		1
			人間発達学		1

授業科目区分、分野			授　業　科　目	単位数 必修	単位数 選択
専門教育科目	リハビリテーション専門科目	共通科目	病理学		1
			内科学Ⅰ		1
			内科学Ⅱ		1
			整形外科学Ⅰ		1
			整形外科学Ⅱ		1
			リハビリテーション概論		1
			リハビリテーション医学		1
			リハビリテーションマネジメントⅠ		1
			リハビリテーションマネジメントⅡ		1
			リハビリテーション学研究法		1
			小児リハビリテーション学		1
			義肢装具学		1
			中山間地域健康増進演習		1
			リハビリテーション臨床技能演習		1
			臨床見学実習		1
			臨床評価実習		4
			地域リハビリテーション実習		1
			総合臨床実習		16
		理学療法専門科目	理学療法学		1
			理学療法総合演習		2
			評価学概論		2
			評価学実習		1
			運動系理学療法学演習		2
			循環呼吸系理学療法学演習		1
			神経系理学療法学演習		1
			理学療法臨床評価演習		1
			義肢装具学実習		1
			運動療法学総論		1
			物理療法学		1
			物理療法学実習		1
			神経系理学療法評価学		1
			神経系理学療法治療学実習		1
			循環呼吸系理学療法治療学実習		1
			運動系理学療法治療学実習		1
			生活技術学		1
			生活技術学実習		1
			難病理学療法		1
			スポーツ障害		1
			理学療法学研究法演習Ⅰ		1
			理学療法学研究法演習Ⅱ		1

（教育学に関する科目）

３．教育学に関する科目の授業科目ならびに単位数は次のとおりである。ただし、卒業要件単位には含まない。

授業科目区分、分野	授業科目	単位数
教育学に関する科目	教育原論	2
	教職論	2
	教育行政学	2
	教育心理学	2
	特別支援教育	1

（専門教育科目）

人間科学科　作業療法学専攻

２．専門教育科目の授業科目ならびに単位数は次のとおりである。

授業科目区分、分野			授業科目	単位数 必修	単位数 選択
専門教育科目	学科共通専門科目		人間科学概論Ⅰ	2	
			人間科学概論Ⅱ	2	
			臨床薬理学		2
			公衆衛生学		1
			臨床栄養学		2
			一般臨床医学		1
			臨床神経学		2
			小児科学		1
			精神医学		1
			救急救命医学		1
			画像診断学		1
			地域レクリエーション演習		1
			地域マネジメント学		2
			生活環境学		1
			生活支援工学		2
			ヘルスプロモーション		1
			人間生活学		1
			園芸論		2
			園芸療法論		2
			ガーデニング		2
			園芸療法実習		2
			人体の構造と機能及び疾病		2
			神経・生理心理学Ⅰ		2
			精神疾患とその治療		2
			神経診断学		2
			発達心理学		2
			臨床心理学概論		2
			障害者・障害児心理学		2
			健康・医療心理学		2
			カウンセリング演習Ⅰ		1
			カウンセリング演習Ⅱ		1
			外書購読		2
			コミュニティ心理学		2
			基礎演習Ⅰ	2	
			基礎演習Ⅱ	2	
			基礎演習Ⅲ	2	
			基礎演習Ⅳ	2	
	リハビリテーション専門科目	共通科目	解剖学Ⅰ		1
			解剖学Ⅱ		1
			解剖学演習Ⅰ		1
			解剖学演習Ⅱ		1
			生理学Ⅰ		1
			生理学Ⅱ		1
			生理学演習		1
			運動学		1
			運動学演習		1
			人間発達学		1

授業科目区分、分野			授業科目	単位数 必修	単位数 選択
専門教育科目	リハビリテーション専門科目	共通科目	病理学		1
			内科学Ⅰ		1
			内科学Ⅱ		1
			整形外科学Ⅰ		1
			整形外科学Ⅱ		1
			リハビリテーション概論		1
			リハビリテーション医学		1
			リハビリテーションマネジメントⅠ		1
			リハビリテーションマネジメントⅡ		1
			リハビリテーション学研究法		1
			小児リハビリテーション学		1
			義肢装具学		1
			中山間地域健康増進演習		1
			リハビリテーション臨床技能演習		1
			臨床見学実習		1
			臨床評価実習		4
			地域リハビリテーション実習		1
			総合臨床実習		16
		作業療法専門科目	作業療法概論		1
			基礎作業学		1
			基礎作業学実習		1
			作業療法学研究法演習Ⅰ		1
			作業療法学研究法演習Ⅱ		1
			作業療法評価学総論		1
			身体障害作業療法評価学実習		1
			作業機能障害評価学		1
			精神障害作業療法評価学		1
			作業科学		1
			身体障害作業療法学Ⅰ		1
			身体障害作業療法学Ⅱ		1
			身体障害作業療法学演習		1
			認知機能作業療法学		1
			認知機能作業療法学演習		1
			精神障害作業療法学		1
			精神障害作業療法学演習		1
			発達障害作業療法学		1
			高齢期作業療法学		1
			高齢期作業療法学演習		1
			日常生活活動学		1
			日常生活活動学演習		1
			作業療法実践演習		1
			作業療法総合演習		2
			医療保健福祉施設体験実習		1

（教育学に関する科目）

３．教育学に関する科目の授業科目ならびに単位数は次のとおりである。ただし、卒業要件単位には含まない。

授業科目区分、分野	授業科目	単位数
教育学に関する科目	教育原論	2
	教職論	2
	教育行政学	2
	教育心理学	2
	特別支援教育	1

別表Ⅶ（納付金）

一　　入学検定料　20,000円

（ただし、専願入試及び大学入学共通テスト利用入試は10,000円）

二　　入　学　金　300,000円

三　　授業料、その他納付金

社会科学部

学　科　名	授　業　料	施設設備費	合　　計
経営社会学科	700,000円	330,000円	1,030,000円
スポーツ社会学科	760,000円	350,000円	1,110,000円

看護学部

学　科　名	授　業　料	施設設備費	合　　計
看護学科	1,000,000円	350,000円	1,350,000円

農学部

学　科　名	授　業　料	施設設備費	合　　計
地域創成農学科	800,000円	350,000円	1,150,000円
海洋水産生物学科	800,000円	350,000円	1,150,000円

外国語学部

学　科　名	授　業　料	施設設備費	合　　計
外国学科	700,000円	330,000円	1,030,000円

アニメーション学部

学　科　名	授　業　料	施設設備費	合　　計
アニメーション学科	700,000円	330,000円	1,030,000円

人間科学部

学　科　名	授　業　料	施設設備費	合　　計
人間科学科	803,000円	350,000円	1,153,000円